

第103回（2024年）

定例総代会議案書

■期日 2024年5月25日（土）

■時間 10:30～15:00（予定）

※開会は11:00を予定しています。

■場所 伊都キャンパスセンターゾーン

生活支援施設（ビッグさんど）地下食堂

九州大学生生活協同組合

<https://www.coop.kyushu-u.ac.jp/>

第103回総代会議案

<議事次第>

開会の辞

1. 理事長あいさつ

2. 議長・議事運営委員選出

3. 書記・議事録署名人任命

4. 議案提案

第1号議案 2023年度事業報告書・決算関係書類等承認の件

(監査報告を含む)

第2号議案 2024年度事業計画及び予算決定の件

第4号議案 役員報酬決定の件

5. 討論

6. 採決

第3号議案 役員選挙の件

閉会の辞

第1号議案

2023年度事業報告書・決算関係書類等 承認の件(監査報告を含む)

活動報告は巻末(P53～)をご覧ください。

そしき部活動報告

第1号議案 2023年度事業報告書・決算関係書類等

承認の件

1. 2023年度決算報告

(1) 2023年度は、「増収・減益」の赤字決算となりました。

～年間利用客数は286万2,696人（前年比+21万6,215人）となりました～

総供給高（売上高）は26億6,372万円となり、予算差▲8,339万円（前年差+3,205万円）、供給剰余（粗利益）は同じく▲6,749万円（同+5,235万円）、手数料収入は同▲559万円（同+546万円）、事業総剰余（事業収入）は同▲7,308万円（同+5,781万円）でした。セブンイレブン店の供給高は予算化されてないため、セブンイレブン店を除いた実質供給高（前年差+810万円）は維持の中、供給剰余金と受取手数料の増加にともない、事業総剰余金は増加しました。

事業経費は、人件費（職員給与など）は予算差+1,427万円（前年差+4,118万円）、物件費（消耗品費など）は同+2,466万円（同+942万円）となりました。事業経費合計では予算差+3,893万円の超過執行となりました。

その結果、事業剰余金（事業収入から事業経費を差し引いた営業利益）は実績▲1億2,109万円で予算差▲1億1,201万円（前年差+721万円）となりました。

【1】2023年度1年間の経営状況

九州大学生協同組合

自2023年3月1日 至2024年2月29日

科 目	2022年度実績	2023年度予算	2023年度実績	前年差	予算差	
総供給高	購買/書籍系店舗	20億1817万円	21億2963万円	19億1259万円	▲1億0558万円	▲2億1704万円
	食堂店舗	5億0590万円	6億1771万円	6億1551万円	1億0961万円	▲220万円
	本部	▲3124万円	▲23万円	▲2717万円	407万円	▲2694万円
	セブンイレブン店	1億3884万円	0万円	1億6279万円	2395万円	1億6279万円
	合計	26億3167万円	27億4711万円	26億6372万円	3205万円	▲8339万円
供給剰余	購買/書籍系店舗	2億5179万円	2億8497万円	2億4578万円	▲601万円	▲3919万円
	食堂店舗	2億7478万円	3億3958万円	3億3992万円	6514万円	34万円
	本部	▲1589万円	597万円	▲2267万円	▲678万円	▲2864万円
	セブンイレブン店	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	合計	5億1068万円	6億3052万円	5億6303万円	5235万円	▲6749万円
手数料収入	1億1823万円	1億2928万円	1億2369万円	546万円	▲559万円	
事業総剰余金（事業収入合計=2+3）	6億2891万円	7億5980万円	6億8672万円	5781万円	▲7308万円	
人件費	5億1590万円	5億4280万円	5億5707万円	4117万円	1427万円	
物件費	2億4132万円	2億2608万円	2億5074万円	942万円	2466万円	
事業経費合計（=5+6）	7億5722万円	7億6888万円	8億0781万円	5059万円	3893万円	
事業剰余金（=4-7）	▲1億2830万円	▲908万円	▲1億2109万円	721万円	▲1億1201万円	
事業外収益	7237万円	2505万円	2185万円	▲5052万円	▲320万円	
事業外費用	449万円	245万円	208万円	▲241万円	▲37万円	
経常剰余金（=8+9-10）	▲6042万円	1352万円	▲1億0132万円	▲4090万円	▲1億1484万円	
特別利益	1億3475万円	800万円	600万円	▲1億2875万円	▲200万円	
特別損失	1900万円	1900万円	1900万円	0万円	0万円	
税引前当期剰余金（=14+12-13）	5532万円	252万円	▲1億1432万円	▲1億6964万円	▲1億1684万円	

ここから雑収入等を繰り入れて、経常剰余金では1億132万円の赤字となりました。特別利益として組合員出資金の整理益を計上し、特別損失として建物寄附分(皎皎舎店、亭々舎)の償却費と退職給付会計取り崩し補填を計上し、税引前当期剰余金では1億1,433万円の赤字です。

23年10月以降、事業剰余金は前年より1,667万円改善されましたが、事業構造の見直しは不十分な結果となりました。

税引後当期剰余金に当期首繰越損失金を加え、累積欠損金は5億684万円となりました。

(2) 商品分類別では、情報機器分類が供給高前年比▲1億1,827万円でしたが、供給剰余率の高い食品類3分類は供給高前年比+4,407万円、食堂分類は供給高前年比+1億1,135万円により、供給剰余金は前年比+5,235万円でした。情報機器分類は公費利用の減少に加え、新学期PCの供給数が減少(165台)しています。前年比では、衣料スポーツ、海外旅行、自動車学校分類が伸長しましたが、2019年度比で伸長している分類はありません。

【2】2023年度 主な分類別の供給状況

商品分類	2019年度実績	2022年度実績	2023年度予算	2023年度実績	前年差
文具	1億1640万円	8245万円	8849万円	7226万円	▲1019万円
情報機器	7億1397万円	7億9233万円	7億9993万円	6億7406万円	▲1億1827万円
パソコンソフト	1億1461万円	1億0485万円	1億0397万円	8102万円	▲2383万円
衣料・スポーツ	2178万円	1539万円	1523万円	1879万円	339万円
家具・家電	1979万円	1371万円	1272万円	689万円	▲681万円
食品・菓子	9104万円	6389万円	7223万円	7458万円	1069万円
パン・米飯	1億9277万円	1億3759万円	1億5366万円	1億6037万円	2278万円
飲料・デザート	1億6641万円	1億1525万円	1億4073万円	1億2585万円	1060万円
官製品	1474万円	1233万円	567万円	1226万円	▲7万円
物販その他	1億3291万円	8569万円	8159万円	8642万円	73万円
その他購買諸品	4506万円	2588万円	3172万円	2801万円	212万円
購買部門	16億2948万円	14億4935万円	15億0593万円	13億4050万円	▲1億0885万円
自動車学校	1億5811万円	1億1623万円	1億4323万円	1億3754万円	2131万円
海外旅行	4816万円	1138万円	1150万円	2785万円	1647万円
国内旅行	7619万円	5573万円	5613万円	5399万円	▲173万円
その他旅行サービス	5457万円	3839万円	3339万円	3665万円	▲174万円
サービス部門	3億3702万円	2億2172万円	2億4425万円	2億5603万円	3431万円
書籍	3億1466万円	2億9982万円	3億5514万円	2億7481万円	▲2500万円
スタディガイド	2791万円	1349万円	1690万円	1207万円	▲142万円
学内講座	4795万円	4330万円	2986万円	3974万円	▲355万円
その他	171万円	1118万円	1186万円	1377万円	259万円
書籍部門	3億9223万円	3億6778万円	4億1375万円	3億4040万円	▲2738万円
食堂部門	6億2017万円	4億5304万円	5億6350万円	5億6439万円	1億1135万円
セブンイレブン店	0万円	1億3884万円	0万円	1億6279万円	2395万円
全体合計	29億7889万円	26億3167万円	27億4711万円	26億6372万円	3205万円

(3) 事業経費は、特に人件費のコントロールが課題となりました。人件費については、職員給与は前年差+1,450万円、定時職員給与は同+1,909万円となりました。「定年を迎える正規職員が想定されることから4名新規採用していること」「定時職員は23年4月に時給改定を行っていること」「夜営業を行う食堂が増加したこと」等が、主な増加要因です。

物件費については、計上方法を変更した減価償却費が前年差+518万円です。水光熱費は前年差+93万円と高止まりでした。

(4) 以前のようにキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等により、従来の事業構造が成立しがたくなっています。累積欠損金は拡大しており早急に単年度黒字経営の実現が求められます。

2009 年以降の大型投資の償却費用は順次終了の見通しであり、安定した財務を築くために、今後の大型投資は控えています。

【資料】時間帯別滞校率について

～90%を超える時間帯なし,1日滞校時間 7.3 時間,19 年 8.2 時間～

・時間帯別滞校率 (2023年実施「学生生活実態調査」より)		90%～100%										70%～90%未満			50%～70%未満		(%)	
	例数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台以降	
自宅	142	4.2	44.4	54.2	76.1	78.9	76.8	76.8	71.8	66.2	40.1	31.0	19.0	12.7	8.5	1.4	1.4	
自宅外	学寮	79	1.3	48.1	54.4	86.1	88.6	81.0	84.8	73.4	67.1	45.6	39.2	22.8	15.2	5.1	3.8	1.3
	下宿	468	1.9	37.2	44.9	75.6	78.2	81.4	82.9	77.8	73.7	49.6	40.2	22.9	15.8	10.3	2.8	1.3
計	547	1.8	38.8	46.3	77.1	79.7	81.4	83.2	77.1	72.8	49.0	40.0	22.9	15.7	9.5	2.9	1.3	
合計	689	2.3	39.9	47.9	76.9	79.5	80.4	81.9	76.1	71.4	47.2	38.2	22.1	15.1	9.3	2.6	1.3	
伊都センター	自宅	35	5.7	51.4	54.3	85.7	85.7	82.9	82.9	80.0	74.3	37.1	31.4	25.7	22.9	14.3	2.9	2.9
	自宅外	126	2.4	49.2	49.2	79.4	79.4	81.0	82.5	69.8	65.1	35.7	34.1	19.8	16.7	8.7	1.6	
計	161	3.1	49.7	50.3	80.7	80.7	81.4	82.6	72.0	67.1	36.0	33.5	21.1	18.0	9.9	1.9	0.6	
馬出	自宅	38	5.3	68.4	71.1	73.7	73.7	71.1	68.4	71.1	68.4	34.2	21.1	10.5	2.6			
	自宅外	73	1.4	60.3	68.5	86.3	86.3	89.0	89.0	83.6	75.3	38.4	26.0	15.1	9.6	6.8	4.1	1.4
計	111	2.7	63.1	69.4	82.0	82.0	82.9	82.0	79.3	73.0	36.9	24.3	13.5	7.2	4.5	2.7	0.9	
伊都イースト	自宅	23	4.3	8.7	34.8	69.6	73.9	73.9	69.6	69.6	65.2	56.5	43.5	34.8	21.7	17.4		
	自宅外	98	2.0	16.3	28.6	69.4	73.5	78.6	79.6	77.6	77.6	60.2	53.1	32.7	22.4	11.2	3.1	2.0
計	121	2.5	14.9	29.8	69.4	73.6	77.7	77.7	76.0	75.2	59.5	51.2	33.1	22.3	12.4	2.5	1.6	
伊都ウエスト	自宅	39	2.6	41.0	56.4	82.1	87.2	82.1	84.6	69.2	61.5	35.9	30.8	15.4	10.3	7.7	2.6	2.6
	自宅外	221	1.8	38.5	48.9	80.1	84.6	83.7	84.2	79.6	73.8	52.5	39.4	23.5	14.5	10.4	3.6	1.9
計	260	1.9	38.8	50.0	80.4	85.0	83.5	84.2	78.1	71.9	50.0	38.1	22.3	13.8	10.0	3.5	1.9	
大橋	自宅	7		14.3	14.3	28.6	42.9	57.1	71.4	57.1	42.9	57.1	42.9					
	自宅外	29		17.2	17.2	48.3	48.3	55.2	75.9	72.4	75.9	69.0	62.1	17.2	13.8	6.9		
計	36		16.7	16.7	44.4	47.2	55.6	75.0	69.4	69.4	66.7	58.3	13.9	11.1	5.6			

・時間帯別滞校率 (2019年実施「学生生活実態調査」より)		90%～100%										70%～90%未満			50%～70%未満		(%)	
	例数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台以降	
自宅	148	5.4	58.8	68.2	88.5	89.9	91.2	89.9	88.5	87.2	50.7	39.9	18.9	13.5	10.1	2.7		
自宅外	学寮	49	4.1	59.2	59.2	83.7	89.8	89.8	85.7	85.7	81.6	46.9	30.6	18.4	12.2	8.2	2.0	
	下宿	388	1.3	44.8	55.7	84.0	87.9	91.0	92.3	90.5	89.2	55.2	38.4	25.8	19.3	13.1	4.6	3.4
計	437	1.6	46.5	56.1	84.0	88.1	90.8	91.5	89.9	88.3	54.2	37.5	24.9	18.5	12.6	4.3	2.9	
合計	585	2.6	49.6	59.1	85.1	88.5	90.9	91.1	89.6	88.0	53.3	38.1	23.4	17.3	12.0	3.9	2.3	
伊都センター	自宅	50	4.0	70.0	74.0	92.0	92.0	92.0	90.0	90.0	36.0	28.0	12.0	6.0	4.0			
	自宅外	101	1.0	79.2	79.2	94.1	94.1	97.0	96.0	95.0	93.1	45.5	30.7	21.8	17.8	14.9	3.0	
計	151	2.0	76.2	77.5	93.4	93.4	95.4	94.7	93.4	92.1	42.4	29.8	18.5	13.9	11.3	2.0		
馬出	自宅	26	15.4	69.2	84.6	92.3	92.3	92.3	92.3	92.3	53.8	23.1	11.5	7.7	3.8	3.8		
	自宅外	69	2.9	56.5	78.3	91.3	89.9	92.8	92.8	91.3	89.9	47.8	31.9	17.4	11.6	10.1	5.8	1.4
計	95	6.3	60.0	80.0	91.6	90.5	92.6	92.6	91.6	90.5	49.5	29.5	15.8	10.5	8.4	5.3	1.1	
伊都イースト	自宅	24	4.2	33.3	50.0	70.8	75.0	83.3	83.3	75.0	75.0	50.0	45.8	25.0	16.7	12.5	4.2	
	自宅外	77	1.3	18.2	22.1	71.4	77.9	76.6	77.9	77.9	79.2	51.9	45.5	32.5	27.3	15.6	5.2	9.1
計	101	2.0	21.8	28.7	71.3	77.2	78.2	79.2	77.2	78.2	51.5	45.5	30.7	24.8	14.9	5.0	7.0	
伊都ウエスト	自宅	38	2.6	57.9	65.8	97.4	100.0	97.4	92.1	92.1	86.8	63.2	57.9	23.7	21.1	18.4	2.6	
	自宅外	166	1.8	40.4	52.4	83.7	91.6	95.2	94.6	91.6	88.6	62.0	39.2	25.9	18.7	11.4	3.6	0.6
計	204	2.0	43.6	54.9	86.3	93.1	95.6	94.1	91.7	88.2	62.3	42.6	25.5	19.1	12.7	3.4	0.5	
大橋	自宅	10		40.0	50.0	70.0	70.0	80.0	80.0	90.0	90.0	70.0	60.0	40.0	30.0	20.0	10.0	
	自宅外	24		12.5	29.2	62.5	66.7	75.0	91.7	91.7	91.7	62.5	45.8	29.2	12.5	8.3	8.3	16.6
計	34		20.6	35.3	64.7	67.6	76.5	88.2	91.2	91.2	64.7	50.0	32.4	17.6	11.8	8.8	11.8	

2. 2023 年度の活動のまとめ

ここからは、2023 年度通常総代会で確認された「2023 年度事業計画」にそって、事業活動・組織活動上の主な成果等を取り上げて報告します。

事業活動の部

コロナ禍後の厳しい経営環境の影響を最小限にとどめ、組合員の利用結集を強化することを目指しました。

【1】コロナ禍後の組合員の利用結集の強化を進めました。

- ① 利用者の声も踏まえイースト地区ではビッグスカイの夜営業の再開など、前年から営業時間を拡大し利用結集に努めました。学生や教職員の行動の変化からコロナ前よりも著しく利用が回復していない店舗については、昨年 10 月以降、営業時間等の見直しを行いました。
- ② ポイント還元率は、従来の還元率を維持しプリペイド利用の促進に努めました。
- ③ 新入生に対してミールプリペイド普及の推進を行い、申込数 1,561 件(前年 1,492 件)と増加しました。新入生対応の点では、生協加入 2,342 名(前年 2,325 名)、共済加入 1,322 名(前年 1,390 名)、新学期 PC769 件(前年 934 件)と減少傾向にあるため、2024 年度新入生対応は 7 月から始め、新しい取り組みの具体化を進めました。
- ④ 組合員対象の割引企画「毎金曜日のタイムサービス食品 10%割引」や「まとめ買い企画」の提案は継続して行いました。「通常期の毎水曜日の食事 10%割引」は、食堂事業収益改善のため、昨年 10 月以降は休止しました。
書籍の特別割引企画としては、夏と年末に文庫新書 3 冊バンドル 15%OFF フェア等を行い、企画時の利用が伸長しました。
- ⑤ 全学共通カードの生協プリペイド機能の利用場面は、従来同様に生協運営以外の店舗でも利用できるように進めました。昨年 10 月に大橋キャンパスの食堂運業者が変わりましたが、引き続き、生協プリペイドの利用は継続出来ました。
- ⑥ ビッグさんどでは「7/31~8/4 試験応援フェア」として、「スタミナつけて試験をノリキレ！スタミナ豚焼肉丼」など、応援コメントを添えてメニュー提供を行いました。
- ⑦ 学生同士の交流促進を目的とし、学生向け懇親会オードブルメニューを具体化し、案内を進めました。
- ⑧ 情報機器類の専門的なお問い合わせに対応できるように、「校費センター」を設置しました。2024 年 3 月からビッグドラ店内に事務所を設け、伊都キャンパス内の情報機器類に関する対応力の強化を図っています。

【2】混雑緩和や魅力ある店舗づくりによる利用人数増加を促進しました。

- ① 昼食時の混雑緩和の点では、ビッグさんどで入口ドアにメニューの案内掲示、ビッグスカイで入口外側にメニュー板の設置等、入店後に利用者が並ぶ列に迷わないようにしました。また、10 月からはビッグさんどのメインダイニングと地下食堂の提供メニューを整理し、地下食堂の利用を促し混雑緩和を図りました。
- ② 2023 春の教科書採用活動強化の点では、皎皎舎店は一昨年 12 月から教員への受注活動を始め、手配漏れ等がないように努めました。春の教科書グループ購入では新入生の 98%以上が

参加し、教科書の利用は4,146万円(前年3,929万円)に増加しました。一方、プリペイドの利用率は12.4%(前年16.3%)と減少し、2024年度の課題になりました。

- ③ キャンパス人口の変化に合わせた適切な仕入(パン弁当・飲料)の点では、複数の店舗で春期講義開始1週間の生協弁当仕入れを19年並みとし機会ロスを防ぐ取り組みを行いました。
- ④ 自動車教習所の提案強化の点では、皎皎舎店で教習所と協力し店内での出張説明会の実施やダブルアイス90円企画などを実施し、教習所供給額は1億3,754万円(前年1億1,623万円)と増加しました。
- ⑤ 食堂では、等しい量で提供するためにライス提供時の計量を再確認し、管理の向上に努めました。
- ⑥ ビッグオレンジレストランで、10月から12月の期間、「World Cuisine ～世界を味わう5weeks～」として世界各地の料理を週替わりで提供し、利用者のメニュー選択率34.7%と大変好評でした。「国際化学生委員会(SCIKyu)」の留学生メンバーからの提案をもとに九大生協でメニュー化しました。
- ⑦ 中央図書館店、セブンイレブン店、W5号館店、ビッグさんど、ビッグどら食堂でSNSによる店舗情報の発信を始めました。

【3】 学生生活への影響を考慮しながら、食堂価格等を改定しました。

- ① 食堂価格は、学生生活への影響が大きいことを考慮し、春と秋の2回に分けて価格改定を行う方針でした。春に一部メニューの価格改定を行った後、食材の値上げや水光熱費の高止まり、人件費高騰の影響を踏まえ、10月以降はライスも含めた基本メニューの全面価格改定を行いました。
- ② 10月以降、生協食堂で製造している生協弁当も価格改定を行いました。食堂メニュー価格改定とあわせて、食堂分類の供給剰余率が大きく改善されました。

【4】 利用に合わせた投下労働時間の再構築については、課題となりました。

- ① 利用に合わせた投下労働時間の再構築の点では、コロナ禍前と比較し著しく利用が回復していない店舗において対応することが困難でした。
- ② 10月以降、通常期営業時間と閑散期営業時間の見直しを進め、適切な投下労働時間に近づけるよう努めました。

【5】 「組合員を元気にする」ことを目指し、職場の明るいコミュニケーションの促進に努めました。

- ① 「リスク管理」「人事計画」「経営再建上の重要な課題進捗」等について、専務理事、常務理事、専務補佐、店長2名による集団協議を踏まえた業務運営を開始しました。また、2名の店長昇進者(セブンイレブン店、ビッグどら食堂)を執行しました。
- ② 「明るく元気な店づくり」を目標に、ショップ系定時職員を対象に、ショップ系店舗学習交流会を計10回(9月～1月)実施しました。学習交流会は、店舗運営の基本4原則を学びながら各店舗の取り組みを交流することで、店舗運営のレベルアップと職員同士の明るいコミュニケーションの促進を図りました。

【6】既存の生活支援施設の運営事業者を継続しながら、大型投資は控えました。

- ① 昨春、大橋キャンパスの食堂と購買店の運営事業者公募があり、引き続き購買店に応募し選定いただきました。
- ② 2023 年秋に、竣工を予定していた食堂寄附建物は、6 月累計経営状況を踏まえ、7 月理事会において無期延期とする確認を行い、大学にご理解いただきました。

組織活動の部

そしき部内外との交流を活発にし、組合員の生活をより良くするための活動の幅を広げました。

【1】部内交流を活発にし、企画間での連携を密に取りました。

- ① 現在、九大生協そしき部では全ての企画で「責任者組」と呼ばれる企画の担当者を設定しています。企画の内容検討を重ね企画を迎えるまでの過程において、「責任者組」の統括の下企画が進行されています。その一方で、本会当日に主に「そしき部員」として活動するのは責任者組ではない部員となっています。そのため、各部員は「責任者組」と「部員」の両方の視点をもって活動を行いました。
- ② 自身の責任者組でない企画に無関心にならず積極的に部会等で検討を重ねることが望ましいとされていますが、現状は目の前の作成物や提示されたスケジュールに対する意見にとどまり、責任者組が予期しないような意見があまり出しておらず少し物足りない印象です。後期以降は各部員の企画への理解度、とりわけ部会における検討の充実を目指しました。

【2】そしき部外との交流を拡大し、活動の幅を広げました。

- ① 早期合格者向け交流会さきどり、新入生交流会たまひよ
さきどり・たまひよは外部サークルからヘルパーをお願いしております。サークルによっては「たまひよ係」のようなヘルパーを担当する人を既に決めてくださっている団体もあるほど同じサークルから何年も参加をしてくださっているような状況です。今年度も十分円滑に実施できる数のヘルパーが集まりましたが、初参加の団体の割合はそれほど高くありませんでした。次年度以降は、新規サークルなどからの募集も検討します。
- ② 入学前説明会
2 月から 3 月に開催される入学前に行われる説明会のことです。生協が提供する新入生向けのサービスの紹介や共済に関する説明を行い、生協共済加入の促進を行っています。全体での説明が終了した後は部員が新入生やその保護者の方と個別に相談に乗り、入学前の不安や疑問を解消しました。入学前説明会においては、生協職員との協力の充実を図るべきと考えます。入学前に既に PC を授業などで使った経験のある新入生が多くなったなど、新入生の状況にも変化がみられます。生協職員と検討を重ねながら、さらなる説明内容等のブラッシュアップが望まれます。
- ③ 九大生応援市
昨年度まで「フードパントリー」と呼ばれていた企画になります。食べるものや生活に困っている九大生のために JA 糸島さんと協力して食品や物品を提供します。昨年 6 月と 12 月の

2回開催しました。6月開催時には一年生を中心として約500名の方に、12月開催時には900名を超える方に食料を配布しました。周辺地域のフードロスとまだ歴史の浅い九大と地元との交流にも一役買っている企画になっています。

④ オープンキャンパス企画

今年度は8/5・8/6に、教室での全体説明会・個別説明会及び教室での大学生活を紹介した作成物の展示、絵馬の作成やリーフレットの配布を行いました。また、大学学務部のパンフレット配布にも協力し、学務部とのつながりができました。

【3】組合員の生活をより良くするために精力的に活動を行いました。

① 春の教科書グループ購入・秋の教科書共同購入

入学したばかりの一年生を対象に教科書購入を行いました。教科書購入では新入生に割引率の高い状態で教科書を購入していただきました。約98%の参加率を記録し、同じクラスの学生と初めて会う場でもあるので、組合員同士の交流の第一歩としても機能しています。

② おいでよ総代の森

1・2年生の総代を対象に総代会の内容を学んだり総代同士での交流をしてもらうプログラムを5月に実施しました。参加者は例年に比べて微増にとどまりましたが、本会中の議論は盛り上がり、実際の総代会に活かされたと考えています。2024年度以降は実際に投票を行うなど、今年度より総代会に近づけたプログラムを実施する等の検討を考えています。

③ 健康フェスタ

組合員の健康意識向上のため、秋の教科書共同購入時に健康フェスタを5年ぶりに開催しました。飲酒体験ゴーグル・アルコールパッチテストや体組成計を用いて健康状況を確認してもらいました。毎年10～11月に実施している学生実態調査では共済の予防活動の1年生認知度が前年21.7%から40.6%に上がりました。

④ 利用者懇談会

1月に、工学部と農学部の上級生総代を対象に利用者懇談会を実施しました。7名の総代と皎皎舎店、ビッグどら店、ウエスト5号館店の生協職員が参加し、店舗の品揃え等について意見交換を行いました。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

2023年度事業報告書

I. 事業報告書

1. 組合の事業活動の概況に関する事項
2. 組合の運営組織の状況に関する事項
3. その他組合の状況に関する事項

II. 2023年度事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬の状況
2. 役員その他の法人等における兼職の状況
3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細
4. 事業連合に関する事項
5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

III. 決算関係書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 損失処理案
4. 注記事項

IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 資本及び借入金の状況
2. 固定資産の明細
3. 関係団体出資金の明細
4. 引当金の明細
5. 事業経費の明細
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

V. (監事)監査報告書

I 事業報告書

2023年3月1日 から 2024年2月29日 まで

作成 2024年4月1日

福岡県福岡市元岡744

備付 2024年4月1日

九州大学生協同組合

理事長 矢原徹一

1 組合の事業活動の概況に関する事項

事業種目	主な事業品目等
物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。保険を斡旋する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	組合員に食事を提供する事業。
その他	組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

(2) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業方針

- 1) 運営事業者として選定されている店舗の安定運営が大きな課題。中期的な課題として、大きな最終剰余を確保できる経営体として経営再建が出来る経営体質をつくることとした。
- 2) 経営改善の一部を利用者に還元し、厳しい学生生活への経済的な貢献を強化する。
①利用者の声を重視した改善、②ポイント還元、③ミール利用者の拡大、④組合員対象割引の強化
⑤全学共通ICカードの生協電子マネーの利用条件整備を進めます。
- 3) 引き続き、昼食時の混雑緩和と魅力ある店づくりを重視し、利用人数の拡大をめざす。
- 4) 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率の実現は、次年度以降の課題とした。
- 5) 事業の重点課題として、①混雑緩和、②教科書採用活動の強化、③販売系共通として、品揃えの改善と、学事に対応した適切な仕入、④食堂共通として、適温提供・品質管理の強化、⑤学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案を行う。

(2) 経済および事業環境

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に「5類感染症」に変更され、食堂テーブルの衝立も撤去されました。ただし、キャンパス滞校率は2019年水準には戻らず、営業時間の拡大等によるコスト増と助成金終了により、前2年より経営が大変厳しくなりました。小売業、飲食店ともに回復傾向ですが、食材費や物価が上昇し続けており、2024年度に入っても上昇傾向が続いています。生協事業も、利用人数は前年の21万人（回）増加したが、2019年対比では23%減。この2年間供給を支えてきた公費が大幅減で、光熱費単価はピーク時より下がってはいるものの高止まりが続いています。

(3) 事業の状況

- 1) 年間の利用人数は、286万人（回）で前年を21万人（回）上回ったが、2019年比では82万人（回）の減少。
2021年10月公募選定され開業したセブンイレブン店は、38万4千人から43万270人と伸長を続けています。
前年に続き公費が大幅に減少し、新学期PC供給数も減少したため、セブンイレブンを除くと供給高は820万円程度の前年伸長。食品3分類や食堂の回復基調が続き、供給剰余金は前年より5,235万円増加しています。
- 2) 以前のコロナ環境に比べると新入生の生協利用場が増加していますが、加入率は微増に留まっています。
ミールプリペイドの申込者は増加していますが、利用増加によるプレミア額の増加が見られます。
- 3) 「助成金の終了」「キャンパス滞校率回復途上」「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等
事業環境は大きく変貌しており、10月以降は食堂メニュー価格改定や一部組合員企画の休止、営業時間の見直し等を行い、事業剰余金は1,667万円改善しました。

(4) 業績

i) 組合員数および出資金

2024年2月末日の組合員数は25,168人で、前年比では377人増加。
同日の出資金総額は、5億2,604万円で、前年比では842万円の増加。

ii) 供給事業

総供給高は、26億6,372万円で、前年比で3,205万円増加、うちセブン増加2,394万円。
食品類は19年比で△20%、食堂分類が△12%。大学の光熱増により公費利用は前年を1億8,505万円下回りました。
自動車学校は前年2,131万円増、旅行は海外出張等が増加し前年を1,474万円増、書籍は前年△2,500万円。

iii) その他の事業

セブンイレブン店の事業収入の増加で、前年を上回ったが、予算未達。

iv) 事業経費

事業経費は、8億781万円。人件費は5億5,707万円。前年より4,118万円増、予算を1,427万円上回った。
物件費は2億5,074万円で前年比で+942万円、予算比+2,466万円。水光熱費は前年同様に高い水準です。
前年比で減価償却費+518万円、事業連合委託費+403万円、物流費+316万円、委託料△536万円、車両運搬費△263万円です。

v) 事業外損益

事業外収入は2,185万円、事業外支出は208万円。大学生協連の経営支援金1000万円計上。
国の雇用調整金や県の営業協力金は終了した。
2022年まで、出資金の整理益にしたうち、返還請求があった20万円を返還し、雑損失として計上。

vi) 特別損益

出資金の整理益を特別利益で、建物寄付分の償却は特別損失で計上。前年の退職給付会計の取崩しの補てんを特別損失計上。特別利益は600万円、特別損失は1900万円。

vii) 当期剰余金

税引き後の当期剰余金は1億1,552万円の赤字となった。

2) 対処すべき重要な課題 事業の展望と課題

以前のようにキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等により、従来の事業構造が成立しがたくなっています。累積欠損金は拡大しており早急に単年度黒字経営の実現が求められます。2009年以降の大型投資の償却費用は順次終了の見通しであり、安定した財務を築くために、今後の大型投資は計画しません。営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強く組合員の利用を広げていきます。

①直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：(千)円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	本年度
組合員数	24,113	24,105	24,791	25,168
出資金額	505,158	507,705	517,625	526,041
供給高	2,082,031	2,445,726	2,631,674	2,663,720
供給剰余金	357,341	469,173	510,679	563,031
その他事業収入	66,258	73,293	118,232	123,688
経常剰余金	△ 80,441	20,310	△ 60,425	△ 101,325
総資産	1,017,083	1,021,597	1,100,674	893,443
純資産	50,643	62,258	126,308	19,205

②供給事業の状況表

i)部門別・業態別供給高の状況

単位：(千)円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	本年度
物販部門	1,374,876	1,492,587	1,449,348	1,340,497
書籍部門	397,043	408,879	367,776	340,402
食堂部門	186,828	328,835	453,044	564,392
旅行/ホテル部門	122,669	178,844	221,720	256,028
セブンイレブン店		35,633	138,841	162,785
合計	2,082,031	2,445,726	2,631,674	2,663,720

ii)供給高の事業所別内訳

単位：(千)円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	本年度
餃餃舎	590,694	643,853	673,799	736,217
ウエスト5号館	70,029	80,778	89,280	86,025
医系購買書籍店	333,174	330,278	325,864	321,225
イースト1号館店	118,648	138,959	161,866	143,572
筑紫店	86,614	113,229	103,987	90,837
本部2	0	△ 3,389	△ 7,749	0
大橋店	31,592	40,465	37,289	31,371
伊都コンビニ店	465,201	497,684	412,300	297,604
ビッグどら店	89,934	104,325	99,639	91,067
協奏館店	6,731	6,734	9,954	10,689
E-Cafe	31,265	59,531	70,536	76,468
リブカ	103	139	591	410
ビッグどら食堂	30,726	50,275	66,772	81,274
Q-ショップ	1,899	2,250	1,743	2,010
本部3	△ 7,106	△ 11,253	△ 16,147	△ 20,027
中央図書館店	93,275	105,331	102,480	101,968
ビッグスカイ	17,650	28,581	40,008	63,116
あかでみつくらんたん	95	0	0	460
アグリダイニング	19,352	34,306	49,237	59,226
L-Cafe	0	311	3,067	3,893
医系食堂	36,596	50,890	64,950	81,551
クアシス	0	10,889	24,529	28,482
ビッグさんど	68,515	129,314	179,503	209,943
レストラン	589	3,300	6,809	10,692
自販機	0	0	0	0
セブンイレブン店	0	35,633	138,841	162,785
合計	2,085,576	2,452,414	2,631,674	2,663,720

※ 本年度のクアシスはナビさんの供給を含みます。新契約自販機7,559万円は供給計上していない。
 ※ 本部3のマイナスは、ミールのプレミア分を食堂供給の割引として計上。還元金額はこれに消費税を加えた額。

③受託共済事業状況表

1)加入者数の状況

(単位：人(件))

共済事業の種類	元受団体名	加入者数(契約件数)		
		本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	7,864	7,829	100.4%
		65	139	46.8%
学生総合共済 (火災共済)				
合計		7,929	7,968	99.5%

2)元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	113,831	113,277	100.5%	810	2,200	36.8%	63,992	187,578	34.1%
		129	271	47.6%	0	1	0.0%	0	25	0.0%
学生総合共済 (火災共済)										
合計		113,960	113,548	100.4%	810	2,201	36.8%	63,992	187,603	34.1%

※コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

(3) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

資金調達内訳表 単位：(千)円

調達方法	金額
出資金	526,040
金融機関	130,000
その他	0

(4) 組合が所有する施設の建設または回収その他の設備投資状況

設備投資概況表

設備名	所在地・内容	摘要
ビッグさんど冷凍ユニット	福岡市西区元岡	購入2023年4月
ビッグさんど掲示板什器	福岡市西区元岡	購入2024年1月
ビッグさんど冷蔵ユニット	福岡市西区元岡	購入2023年4月
ビッグどら食洗器	福岡市西区元岡	購入2023年4月
ビッグどら食堂冷蔵ユニット	福岡市西区元岡	購入2023年4月
ビッグどら食堂生ごみ処理機	福岡市西区元岡	購入2023年5月
ビッグどら食堂ウォーマーテーブル	福岡市西区元岡	購入2024年1月
ビッグどら店陳列什器	福岡市西区元岡	購入2024年1月
ビッグスカイ冷蔵庫ユニット	福岡市西区元岡	購入2023年4月
本部車両	福岡市西区元岡	購入2023年3月
給与システムサーバー	福岡市西区元岡	購入2024年1月

(5) 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	摘要
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託

(6) 他の会社を子法人等および関連会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持ち分の取得

新規出資子法人および関連法人等

該当する事項はありません。

(7) 事業の全部または一部の譲渡または譲り受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(8) 教育事業等の状況

教育事業等の状況

単位：(千)円

項目	金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の使途

科目	内容	金額
	該当なし	0
合計		

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総代会の開催状況

総(代)会開催日	2023年 5月27日	
総代会日現在総代数	201名	
出席総代組合員数	本人	38名
	代理人(委任)	3名
	書面	117名
	計	158名
(重要な議事、議決事項および議決状況)		
第1号議案	2022年度事業報告・決算及び欠損金処理案承認の件	承認可決
第2号議案	2023年度事業計画及び予算案承認の件	承認可決
第3号議案	監事監査規則の改正の件	承認可決
第4号議案	議案決議効力発生の件	承認可決
第5号議案	役員選挙の件	全員信任

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、228人の定数に対して201人が立候補し、選挙の結果、当初選挙は2023年5月2日に当選人が公告され、補欠選挙結果は選挙区毎に順次公告された。

(2) 組合員に関する事項

組合員出資金増減表

区分	人員(人)	口数(口)	組合員出資金総額(円)	一人当組合員出資金額(円)
前期末現在	24,791	2,588,124	517,624,800	20,880
当期増加分	3,083	342,895	68,579,000	
当期減少分	2,706	300,816	60,163,200	
当期末現在	25,168	2,630,203	526,040,600	20,901

(3) 役員に関する事項

1) 役員一覧表

役名	氏名	担当	就任年月日	略歴等
理事長 (代表理事)	矢原 徹一		1997年5月24日	2003年5月より理事長 理学研究院教授
副理事長	出水 薫		2012年5月26日	2012年5月より副理事長 法学研究院教授
専務理事 (代表理事)	峰田 優一		2023年5月27日	2023年5月より専務理事
常務理事	野上 佳則		2009年5月30日	2009年5月より常務理事
常任理事	岩尾 恭介		2022年5月28日	2022年5月より常任理事 理学部学生・そしき部
"	宮崎 萌絵		2022年5月28日	2022年5月より常任理事 農学部学生・そしき部
"	中川 湧太	そしき部長	2023年5月27日	2023年5月より常任理事 工学部学生・そしき部
"	岩崎 成		2023年5月27日	2023年5月より常任理事 理学部学生・そしき部
理事	神野 尚三		2012年5月26日	医学研究院教授
"	清野 聡子		2016年5月28日	工学研究院准教授
"	茂木 孝一		2009年5月30日	総合理工学研究院助教
"	安田 章人		2022年5月28日	基幹教育院准教授
"	堀 優子		2013年5月25日	図書館専門員
"	松山 真白		2021年5月29日	文学部学生
"	延原 拓叶		2020年6月20日	工学部学生
"	藤川 大輝		2023年5月27日	工学部学生
"	今川 大悟		2021年5月29日	法学部学生 そしき部
"	釘宮 菜緒		2022年5月28日	工学部学生 そしき部
"	齋藤 悠真		2023年5月27日	農学部学生 体育会総務
"	佐々野 華帆		2023年5月27日	文学部学生 そしき部
"	齋木 亮吾		2023年5月27日	工学部学生 そしき部
"	荒武 秀郷		2023年5月27日	文学部学生 そしき部
"	大野 泰広		2023年5月27日	大学生協事業連合役員
監事	赤司 友徳	特定監事	2020年6月20日	大学文書館
"	藤原 学		2009年5月30日	理学研究院准教授
"	森 誠司		2023年5月27日	理学部教務課 課長
"	長友 耀平		2022年5月28日	工学府院生
"	今岡 拓海		2023年5月27日	法学部学生 そしき部

2) 辞任した役員

役名	氏名	辞任時期	理由
理事	なし		

(4) 職員数およびその増減その他の職員の状況

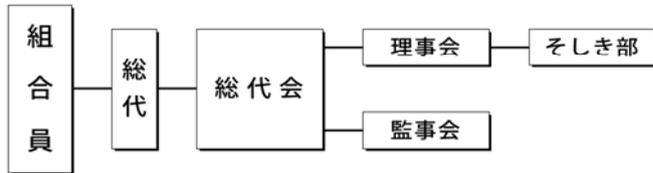
職員状況表

区分		前期末数	当期末数	平均年齢（上段） 平均勤続年数（下段）
正規職員		24 名	25 名	46 才 2 ヶ月 12 年 2 ヶ月
嘱託職員 定時職員	時間数 (総数)	310,999 時間 (228 名)	311,323 時間 (224 名)	
	正規換算	155.5 名	155.6 名	

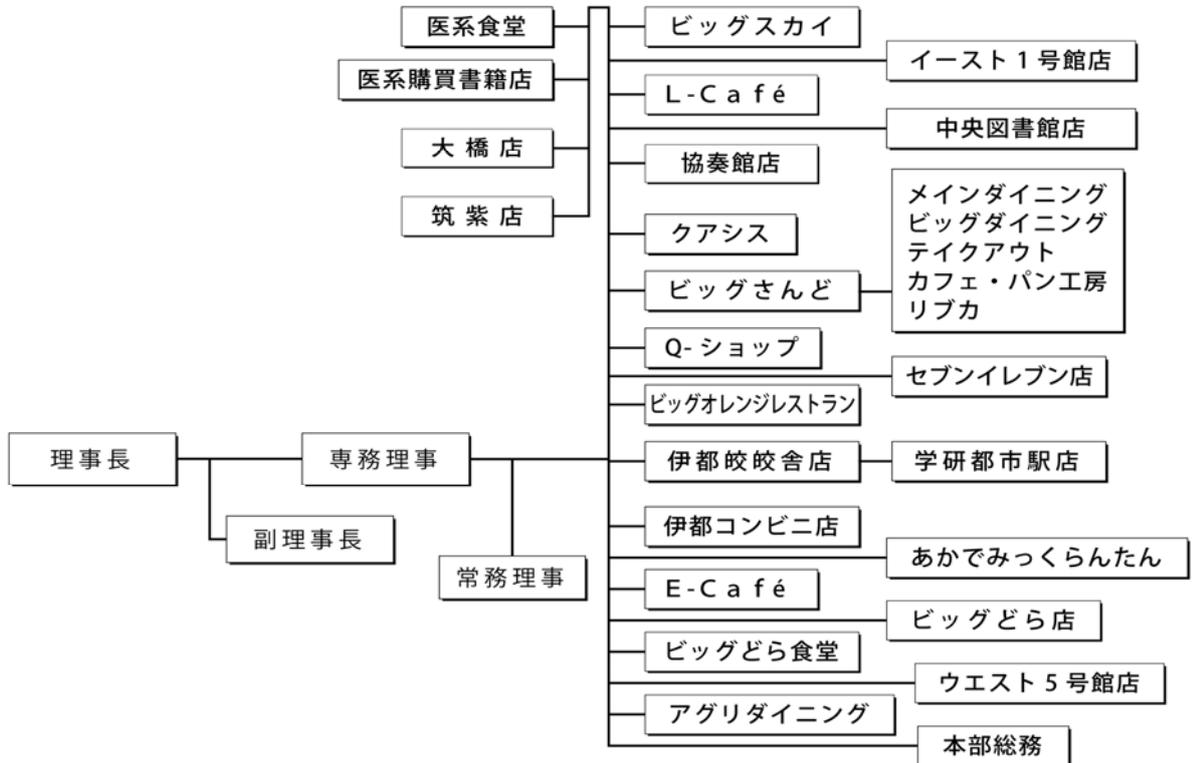
(注1) 定時職員の総人数は、年間2000時間で正規1名と換算

(5) 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2) 経営組織図



(6) 施設の設置状況に関する事項

<九州大学からの借用施設>

地区名所在地	食堂・店舗名	建築年度	設置年度	構造	面積 (㎡)					ホール 席数
					店舗	厨房	ホール	付属室	小計	
病院地区	医系購買書籍店		平成20年	RC造	245			21	266	
福岡市東区馬出	医系食堂		平成20年	RC造		206	705	17	928	500
小計					245	206	705	38	1,194	500
大橋地区	大橋店		平成16年	RC造	56				56	
小計					56	0	0	0	56	0
筑紫地区	筑紫店		平成17年	RC造	130				130	
春日市春日公園	小計				130				130	
福岡市西区元岡	伊都コンビニ店	平成18年	平成18年	鉄骨造	181				181	
	協奏館店	平成26年	平成27年	鉄骨造	40				40	
	ビッグさんど (地下1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		371	770	15	1,156	563 80
	ビッグさんど (1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造		254	665		918	466
	Q A S I S	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		120	306		426	152 48
	Big Orange Restaurant	平成17年	平成21年	プレハブ テラス		121	362		482	122 12
	Libca	平成21年	平成21年	鉄骨造		5		9	14	40
	皎皎舎	平成27年	平成27年	木造	470				470	
	あかでみつくら んたん	平成18年	平成25年	プレハブ		14.62	48.1		62.7	36
	E-C a f é	平成27年	平成27年	鉄骨造 テラス		49	198		247	68 56
	Q-ショップ	平成18年	平成30年	プレハブ	80				80	
	ビッグスカイ	平成30年	平成30年	鉄骨造		259	706		965	470
	L-C a f é	平成30年	平成30年	鉄骨造		30	87		117	50
	イースト1号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	180				180	
	アグリダイニング	平成30年	平成30年	鉄骨造		104.3	314		418	240
	ウエスト5号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	204				204	
	ビッグどら食堂	平成17年	平成31年	鉄骨造		501	1,321			770
	ビッグどら店		平成31年	鉄骨造	203				203	
	中央図書館店	平成29年	令和2年	鉄骨造	280				280	
セブンイレブン	令和3年	平成21年	鉄骨造	167				167		
小計					1,805	1,829	4,776	24	6,611	3,173
総合計					2,236	2,035	5,481	62	7,991	3,673

※伊都コンビニ店の建物は生協負担で建築し、生協の財産です。

2021年度10月にビッグさんどにセブンイレブン店をオープンしました。

<自己所有>

地区・所在地	施設名	取得・建築	構造	面積 (㎡)
福岡市東区箱崎	土地	昭和51年7月	土地	515.00
糸島市泊	生協本部倉庫	平成29年7月	プレハブ	308.94
		平成29年7月	土地	995.04

※東区の土地は近隣の入江病院院長に賃貸しています。

社会福祉法人の保育園にまた貸しする契約です。

(7) 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
連合会名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者名	理事長 井内 善臣												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,948,510 千円 総口数 494,851 口												
当組合の出資額及び口数	49,900 千円 4,990 口												
決算月日	2024年2月29日												
主な出資生協	<table border="0"> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000千円</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学生生活協同組合</td> <td>209,810千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>187,180千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>185,720千円</td> </tr> <tr> <td>慶應義塾生活協同組合</td> <td>156,560千円</td> </tr> <tr> <td>その他186大学生生活協同組合</td> <td>3,409,240千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円	早稲田大学生生活協同組合	209,810千円	東京大学消費生活協同組合	187,180千円	立命館生活協同組合	185,720千円	慶應義塾生活協同組合	156,560千円	その他186大学生生活協同組合	3,409,240千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円												
早稲田大学生生活協同組合	209,810千円												
東京大学消費生活協同組合	187,180千円												
立命館生活協同組合	185,720千円												
慶應義塾生活協同組合	156,560千円												
その他186大学生生活協同組合	3,409,240千円												
当組合の関係役員	なし												

(注) 出資金及び総口数ならびに出資生協は、2024年2月29日現在です。

2) 事業連合の決算概況

連合会名：生活協同組合連合会大学生協事業連合

資産・負債・純資産の状況

単位：(千)円

科目\決算期		2024年2月29日 (57期)
資産の部	流動資産	31,420,914
	固定資産	7,252,717
	資産合計	38,673,632
負債の部	流動負債	34,374,245
	固定負債	2,084,336
	負債合計	36,458,581
資本の部	出資金	4,948,510
	剰余金	△ 2,733,459
	評価・換算差額等	-
	純資産合計	2,215,050
負債及び純資産合計		38,673,632

損益の状況

自 2023年3月1日 至 2024年2月29日

単位：(千)円

科目	金額
供給高	89,535,100
供給剰余	1,862,352
事業剰余金	△ 291,601
経常剰余金	△ 156,401
当期剰余金	194,391
当期末処分剰余金	△ 2,733,459

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

3) 事業連合との取引等の状況

単位：(千)円

取引の内容	物販およびサービス商品等の仕入
取引高	1,514,453
総仕入高対取引高率 (%)	71.8%

(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2021年3月の理事会で「内部統制に関する基本方針」を議決しました。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいつでも有効に行われるための環境を整備します。

3 その他組合の状況に関する重要な事項

なし

II 2023 年度事業報告書の附属明細書

1 役員報酬等の状況

(1) 役員報酬明細 単位：(千)円

区分	定款上の 定員(人)	支払人員 (人)	報酬等 支払額	摘要
理事	21~25	23	13,957	
監事	3~5	5	79	
合計			14,036	

(2) 役員退職金明細 単位：(千)円

区分	定款上の 定員(人)	報酬等 支払額
理事	21~25	該当なし
監事	3~5	該当なし
合計	24~30	

2 役員以外の法人等における兼業の状況

区分	常勤・非常 勤の別	代表権の 有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職名
理事	該当なし				
監事	該当なし				

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細 単位：(千)円

役職名・氏名	取引の内容および金額					摘要
	取引の内容	取引金額				
		当期取引額	前期末残高	当期末残高	当期増減額	
	該当なし					
合計						

4 事業連合に関する事項

事業連合に対する債権・債務明細表

① 債権明細表 単位：(千)円

区分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	181,000	0	△ 181,000
事業連合未収金	746	925	179
合計	181,746	925	△ 180,821

② 債務明細表 単位：(千)円

区分	短期債務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(事業連合)	168,350	145,002	△ 23,348
短期借入金	0	0	0
事業連合未払金	4,724	4,293	△ 431
合計	173,074	149,295	△ 23,779

5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

特になし

2 損益計算書

損 益 計 算 書
自 2023年3月1日 至 2024年2月29日

(単位:円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高	2,663,719,522	
供給値引	<u>28,208,968</u>	2,635,510,554
供給原価		
期首商品棚卸高	223,344,430	
仕入	<u>2,110,125,989</u>	
合計	2,333,470,419	
期末商品棚卸高	<u>260,990,644</u>	<u>2,072,479,775</u>
供給剰余金		563,030,779
その他の事業収入		
教育文化事業収入	0	
共済受託手数料収入	19,156,804	
供給事業手数料収入	0	
不動産賃貸収入	0	
その他手数料収入	<u>104,531,345</u>	
その他事業収入計		<u>123,688,149</u>
事業総剰余金		686,718,928
事業経費		
人件費	557,072,052	
物件費	<u>250,737,399</u>	<u>807,809,451</u>
事業剰余金		▲ 121,090,523
事業外収益		
受取利息	177,593	
受取配当金	10,350	
雑収入	<u>21,659,882</u>	21,847,825
事業外費用		
支払利息	801,363	
雑損失	<u>1,280,856</u>	<u>2,082,219</u>
経常剰余金		▲ 101,324,917
特別利益		<u>6,000,000</u>
特別損失		<u>19,000,691</u>
税引前当期剰余金		▲ 114,325,608
法人税等		<u>1,192,500</u>
当期剰余金		▲ 115,518,108
当期首繰越損失金		391,317,227
当期未処理欠損金		<u><u>506,835,335</u></u>

3 損失処理案

2023 年度 損失処理案

(単位:円)

科 目	金	額
I 当期末処理損失金		506,835,335
II 損失金処理額		
1 任意積立金取崩額	0	0
2 法定準備金取崩額	0	0
III 次期繰越損失金		506,835,335

令和6年 5月25日

九州大学生協同組合

理事長 矢原 徹一

4 注記事項

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
書籍・購買（自主講座・就活分類を除く）売価還元法による原価法
食堂（食材）、自主講座・就活分類 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法（もしくは 定額法）
（リース資産を除く） ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20年～39年
建物附属設備	3年～15年
器具備品	3年～15年
- ② 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法。ただし、リース資産はありません。
- ④ 長期前払費用 定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

大学寄贈施設	15年	（特別損失計上）
複数年度使用する備品	12年	（使用する店舗の費用計上）

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期負担額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。
- ④ 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上するものです。現在赤字の経営責任のため引き当てていません。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更

クアシスの供給高にナビさんの売り上げを含むこととしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

土地 期末簿価3400万円

根抵当権 西日本シティ銀行当座勘定貸越契約（限度額2億5千万円）

年度末債務 1億3千万円

※ 令和2年11月に限度額を1億円増加しました。

※ 年度末債務は、国民政策金融公庫の劣後ローン1億3千万円です。政府のコロナ対策のためのセーフティネット融資6千万円（西日本シティ銀行）は返却しました。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。

特にありません。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。

国の雇用調整助成金は昨年度に終了しています。大学生協連の経営支援金1000万円を雑収に計上しています。箱崎の土地の賃貸料及びセブンイレブン店含めた生協会計以外のミールプレミア相当分を収入計上しています。賃貸料は336万円（月額28万円）、生協会計以外のミールプレミア相当分は655万円でした。費用としては、九州大学への寄付で100万円計上しています。2022年度以前に出資金整理益としたうち、2023年度に出資金返還を行った205,000円を雑損失処理しています。

(2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。

① 特別利益に、組合員出資金整理益を計上しています。600万円でした。

② 特別損失は亭亭舎・皎皎舎の大学寄付分の償却を1400万円計上しました。

2020年に取り崩した退職給付会計の不足分のうち500万円を退職給付会計に計上し、特別損失としました。要支給額の不足額は6000万円です。

(3) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

5. 欠損金処理案に関する注記

特に、ありません。

6. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、費用処理することとしていました。

2023年度末で6000万円不足額があります。

(2) 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

(3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	98,556,695円
年度末積立不足額	60,000,000円
退職給付引当金	38,556,695円

②退職給付費用の内訳

退職給付費用（事業経費）	6,680,338円
退職給付費用（特別損失）	5,000,000円

③年度末不足額の積立方針

2021年度から毎年500万円積立不足額の積み増しを行います。15年間（残り12年）。

7. 税効果会計に関する注記

税効果会計は適用しますが、一時差異の金額に重要性がないため中小企業会計指針により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

基本的にリース資産はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

種 類	法人等の 名称	資本金又 は出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
	なし							

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 組合

(単位：千円)

種 類	法人等の 名称	出資金額	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
関連法人	大学生協事 業連合	49,900	直接0.52%	仕入先 役員兼任 0人	商品仕入	1,514,453	買掛金	145,002
					業務委託	57,705	未払金	4,293

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

11. その他の注記

該当する事項はありません。

IV 2023年度決算関係書類の附属明細書

1 資本及び借入金の状況

(1) 組合員資本の明細

単位：(千)円

区 分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
組 合 員 出 資 金	517,625	69,409	60,993	526,041	
法 定 準 備 金	0	0	0	0	
任意積立金	0	0	0	0	
当 期 末 繰 越 損 失 金	391,318	0	115,518	506,835	
合 計	62,257	69,409	△ 54,525	19,206	

(2)の日本政策金融公庫の劣後ローンは、資本に組み入れることができる。

(2) 借入金の明細

1) 長期借入金等の増減

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
日本政策金融公庫劣後ローン	130,000		0	130,000	
西日本シティ銀行セーフティネット融資	56,906		56,906	0	
合 計	186,906	0	56,906	130,000	

2) 短期借入金等の増減

①短期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
該 当 な し	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

②1年以内返済予定長期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
西日本シティ銀行セーフティネット融資 のうち1年以内返済分	3,094	0	3,094	0	
合 計	3,094	0	3,094	0	

2 固定資産の明細

単位：(千)円

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳 簿価額	減損損失 累計額	減価償却 累計額	備考
有形 固定 資産	建物及び附属設備	74,021	0	0	7,474	66,547		59,906	
	構築物	236	0	0	31	205		295	
	機械装置								
	車輛運搬具	299	1,638		1,655	281		3,147	
	器具備品	99,974	11,473	0	28,076	83,371		260,150	
	リース資産								
	土地	49,000	0	0		49,000			
	建物仮勘定								
	計	223,531	13,111	0	37,236	199,405		323,499	
無形 固定 資産	借地権								
	ソフトウェア	6,119	7,330	0	3,286	10,163			
	リース資産								
	電話加入権	2,128	0	0	0	2,128			
	その他無形固定資産								
	計	8,247	7,330	0	3,286	12,292			
合計	231,778	20,441	0	40,522	211,696				

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

当期増加 設備投資概況表のとおり
器具備品

1,147万円

車両運搬具

164万円

ソフトウェア

733万円

3 関係団体出資金の明細

単位：(千)円

出 資 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
関係団体 出 資 金	全国大学生協連合会	17,476	0	0	17,476	
	大学生協事業連合	49,900	0	0	49,900	
	コープ共済連	100	0	0	100	
	福岡県生協連合会	100	0	0	100	
	九州労働金庫	345	0	0	345	
	小 計	67,921	0	0	67,921	
子会社 等株式	(株)コープ・リビソング九州	2,500	0	0	2,500	
	小 計	2,500	0	0	2,500	
合 計		70,421	0	0	70,421	

4 引当金の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
貸倒引当金	1,700	0	200	1,500	洗い替え
賞与引当金	8,143	8,261	8,143	8,261	目的使用
退職給付引当金	37,854	11,070	10,367	38,557	目的使用
合 計	39,110	19,331	18,710	48,318	

退職給付引当金は、2020年度に7500万円取り崩した。
2021年から15年で不足分を積み立てる。(残り12年)

5 事業経費の明細

人件費及び物件費

自 2023年3月1日

至 2024年2月29日

科 目		金 額	
		円	
1	人 件 費	(557,072,052)	
	役 員 報 酬	14,035,741	
	職 員 給 与	134,405,405	
	定 時 職 員 給 与	349,766,728	
	退 職 給 付 費 用	6,680,338	
	法 定 福 利 費	44,262,073	
	厚 生 費	7,921,767	
2	物 件 費	(250,737,399)	
	教 育 文 化 費	1,386,633	
	広 報 費	8,637,122	
	消 耗 品 費	21,542,359	
	物 流 費	3,161,385	
	車 輜 運 搬 費	1,988,020	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-200,000	
	施 設 維 持 管 理 費	8,548,458	
	減 価 償 却 費	40,522,298	
	賃 借 料	3,883,920	
	水 道 光 熱 費	47,622,634	
	保 険 料	627,842	
	委 託 料	35,001,936	
	研 修 採 用 費	582,691	
	調 査 研 究 費	145,300	
	会 議 費	105,160	
	諸 会 費	8,830,450	
	渉 外 費	0	
	租 税 公 課	2,071,740	
	通 信 交 通 費	5,573,853	
	雑 費	3,000,319	
	事 業 連 合 委 託 費	57,705,279	
事業経費合計		(807,809,451)	

6 キャッシュ・フロー計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

単位：(千)円

I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金	▲ 114,325
減価償却費	56,983
固定資産除却損	
貸倒引当金の減少額	▲ 200
賞与引当金の増加額	118
退職給付引当金の増加額	703
役員退職給与引当金の減少額	
受取利息及び配当金	▲ 187
支払利息	801
供給債権の減少額	18,447
棚卸資産の増加額	▲ 37,742
仕入債務の増加額	140,973
未収金の減少額	2,617
未払消費税等の減少額	▲ 4,864
未払金の減少額	▲ 1,618
前受金の減少額	▲ 289
預り金の増加額	5,848
その他	▲ 831
小計	66,434
利息及び配当金の受取額	187
利息の支払額	▲ 801
法人税等の還付による収入	21,480
法人税等の支払額	▲ 1,192
事業活動によるキャッシュ・フロー	86,108
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
長期預金預入による支出	
有形固定資産の取得による支出	▲ 13,110
無形固定資産の取得による支出	▲ 7,330
関係団体等出資金の出資による支出	0
関係団体等出資金の払戻による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 20,440
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の減少による支出	
長期借入金の増加による収入	
長期借入金の返済による支出	▲ 60,000
組合員出資金の増減による収入	8,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 51,584
IV. 現金及び現金同等物の増加額	14,083
V. 現金及び現金同等物の期首残高	54,599
VI. 現金及び現金同等物の期末残高	68,682

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位：(千)円

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	54,599	68,682
預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	54,599	68,682

7 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
現金預金	現 金	10,284	9,453	△ 831
	当座預金	8,162	14,448	6,286
	普通預金	36,154	44,782	8,628
	定期預金	0	0	0
	小 計	54,600	68,683	14,083
長期預金	該当なし			
	小 計	0	0	0
合 計		54,600	68,683	14,083

② 供給未収金の明細

イ. 内訳

単位：(千)円

相 手 先	金 額
九州大学 (公費)	117,793
組合員売掛 (未入金)	10,903
クレジット等未収金	3,821
その他	
合 計	132,517

ロ. 回収状況

単位：(千)円

期 首 残 高	当 期 発生高	当 期 回収高	期 末 残 高	回 収 率
150,964	1,494,970	1,513,417	132,517	91.9%

③ 有価証券の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額	備 考
有価証券					該当なし
	小 計				
長期保有 有価証券					該当なし
	小 計				
長期差入 有価証券					該当なし
合 計					

④ 商品および貯蔵品の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	金額
商 品	一般商品 (物品)	131,819
	書籍	120,288
	食材	5,099
	その他	1,049
	セブンイレブン店	2,736
	合 計	260,991
貯蔵品	包材、ICカードリーダー	2,029
	その他	231
合 計		2,260

⑤ 貸付金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
短期貸付金	該当なし	0	0	0
	小計	0	0	0
長期貸付金	該当なし	0	0	0
	小計	0	0	0

⑥ 立替金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
セブンイレブン店	1,266
C L K (室内清掃他) 立替	116
立替社会保険等	0
その他	606
合 計	1,988

⑦ 未収金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
理農購買商品代	6,351
九州大学委託業務収入	1,408
不動産手数料	0
未収還付法人税等	0
トレイ広告等	347
セブンイレブン2月利益	2,788
大学生協事業連合 (手数料等)	925
その他	3,464
合 計	15,283

⑧ その他の流動資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
前渡金	181,000	0	△ 181,000
立替金	1,584	1,988	404
前払費用	3,617	4,054	437
未収金	39,381	15,283	△ 24,098
仮払金	0	0	0

⑨ その他の出資金の明細 単位：(千) 円

出 資 先	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

⑩ 長期前払費用の明細 単位：(千) 円

内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
業務車両リサイクル料	63	54	△ 9
大学への寄付等の建物	105,003	91,003	△ 14,000
新店舗複数年度使用	18,454	15,993	△ 2,461
箱崎倉庫解体等費用 (長期収益)	0	0	0
消費税前払	0	0	0
合計	123,520	107,050	△ 16,470

⑪ 差し入れ保証金

内 訳	金額
法務局 (宅建業)	15,000
法務局 (旅行業)	3,000
全国大学生協同組合連合会 (航空端末保証金)	2,000
合計	20,000

⑫ その他の固定資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
電信電話施設利用権	2,128	2,128	0
長期未収金	0	0	0
長期前払費用	123,520	107,050	△ 16,470
長期貸付金	0	0	0

⑬ 繰延資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

(2) 主要な負債の内容

① 支払手形の明細

イ. 相手先別内訳 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

ロ. 期日別内訳 単位：(千)円

期日別内訳	金額
なし	
合計	

② 買掛金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	145,002
福岡市交通事業振興会	11,176
ユーシーシーフーズ	4,861
(株)山口油屋福太郎	4,813
肉の吉永	4,125
(株)福岡フードサプライ	3,194
その他	96,760
合計	269,931

③ 未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	4,293
学研都市駅家賃	1,100
I C利用料分(三菱他)	7,158
定時職員給与(2月分3月支給)	26,495
水光費(九州大学2月代金)	2,609
新契約自販機(大学への未払い分)	3,138
正規職員残業代(2月分3月支払)	1,470
社会保険料(2月分3月支払)	2,896
バイト代	1,464
その他	1,808
合計	52,431

④ 未払金法人税等の明細 単位：(千)円

相手先	金額
法人税	0
住民税	1,193
事業税	0
合計	1,193

⑤ 未払費用の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

⑥ 前受金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
ミールプリペイド前受金	267,267
プリペイド	44,383
サービス予約金	14,255
その他	1,848
合計	327,753

⑦ 預り金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
協奏館 (コインランドリー)	7,677
車両入構預り	2,089
卒入記念菓子	304
不動産預り	8,597
セブンイレブン入構料	278
広告業務預り (九大)	2,922
社会保険・所得税・住民税預	1,048
学生総合共済預り	1,921
学研災預り	2,067
唐津自動車学校	1,605
その他	3,244
合計	31,752

⑧ 預り保証金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
入江医院 (箱崎土地敷金)	3,360
合計	3,360

⑨ 長期未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

① 比較貸借対照表

2024年2月29日 現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2022年度	2023年度	科 目	2022年度	2023年度
	千円	千円		千円	千円
【流動資産】	【 654,954 】	【 484,275 】	【流動負債】	【 746,246 】	【 702,321 】
現金及び預金	54,600	68,683	支払手形	0	0
金銭信託	0	0	買掛金	309,958	269,931
受取手形	0	0	短期借入金	0	0
供給未収金	150,964	132,517	1年以内長期借入金	3,094	0
商品及び原材料	223,344	260,991	短期リース債務	0	0
貯蔵品	2,164	2,260	未払金	54,050	52,431
前渡金	181,000	0	未払法人税等	1,193	1,193
立替金	1,584	1,988	未払消費税等	15,864	11,000
前払費用	3,617	4,054	未払費用	0	0
短期貸付金	0	0	前受金	328,042	327,753
未収金	39,380	15,283	預り金	25,903	31,752
仮払金	0	0	賞与引当金	8,143	8,261
貸倒引当金	△ 1,700	△ 1,500	【固定負債】	【 228,120 】	【 171,917 】
【固定資産】	【 445,719 】	【 409,168 】	長期借入金	186,906	130,000 ※
(有形固定資産)	(223,532)	(199,405)	退職給付引当金	37,854	38,557
建物及び附属設備	126,454	126,454	役員退職給与引当金	0	0
建物及設備償却累計額	△ 52,432	△ 59,906	預り保証金	3,360	3,360
構築物	500	500	長期未払金	0	0
構築物償却累計額	△ 263	△ 295			
機器装置	0	0			
機械装置償却累計額	0	0			
車輛運搬具	1,791	3,428			
車輛運搬具償却累計額	△ 1,492	△ 3,147			
器具備品	333,771	343,521			
器具備品償却累計額	△ 233,797	△ 260,150			
リース資産(有形)			負債の部合計	974,366	874,238
リース資産償却累計額					
土地	49,000	49,000	純資産の部		
建設仮勘定	0	0	【組合員資本】	【 126,308 】	【 19,206 】
(無形固定資産)	(8,247)	(12,292)	出資金	517,625	526,041
ソフトウェア	6,119	10,163	【剰余金】	【 △ 391,317 】	【 △ 506,835 】
リース資産(無形)	0	0	法定準備金	0	0
電話加入権	2,128	2,128	任意積立金	0	0
その他無形行程資産	0	0	当期末処分剰余金	△ 391,317	△ 506,835
(その他固定資産)	(213,941)	(197,471)	(うち当期剰余金)	54,130	△ 115,518
関係団体出資金	70,421	70,421			
長期貸付金	0	0			
長期前払費用	123,520	107,050			
差入保証金	20,000	20,000			
その他固定資産	0	0			
			純資産の部合計	126,308	19,205
資産の部合計	1,100,673	893,443	負債及び純資産の部合計	1,100,673	893,443

※ 長期借入金のうち1億3千万は、日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れます。資本は1億5千万弱となります。

② 比較損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	2022年度実績	2023年度予算	2023年度実績	対前年 増減額	対予算 差異額
供給高	2,631,674	2,747,107	2,663,720	32,046	▲ 83,387
供給値引	30,210	36,598	28,209	▲ 2,001	▲ 8,389
純供給高	2,601,464	2,710,509	2,635,511	34,047	▲ 74,998
供給原価	1,951,826	2,085,079	2,072,480	120,654	▲ 12,599
供給総剰余金	510,679	630,520	563,031	52,352	▲ 67,489
共済受託手数料収入	16,336	14,500	19,157	2,821	4,657
その他手数料収入	101,896	114,775	104,531	2,635	▲ 10,244
その他事業収入計	118,232	129,275	123,688	5,456	▲ 5,587
事業総剰余	628,911	759,795	686,719	57,808	▲ 73,076
役員報酬	11,702	17,000	14,036	2,334	▲ 2,964
職員給与	119,908	129,383	134,405	14,497	5,022
定時職員給与	330,680	341,557	349,767	19,087	8,210
退職給付費用	6,381	6,900	6,680	299	▲ 220
法定福利費	39,279	39,907	44,262	4,983	4,355
厚生費	7,945	8,055	7,922	▲ 23	▲ 133
役員退職引当金繰入	0	0	0	0	0
人件費合計	515,895	542,802	557,072	41,177	14,270
教育文化費	1,074	950	1,387	313	437
広報費	8,674	8,429	8,637	▲ 37	208
消耗品費	19,866	14,781	21,542	1,676	6,761
物流費	0	0	3,161	3,161	3,161
車輻運搬費	4,617	4,141	1,988	▲ 2,629	▲ 2,153
貸倒引当金繰入	▲ 500	0	▲ 200	300	▲ 200
施設維持管理費	7,290	5,786	8,548	1,258	2,762
減価償却費	35,345	34,721	40,522	5,177	5,801
賃借料	3,954	3,793	3,884	▲ 70	91
水道光熱費	47,003	48,635	47,623	620	▲ 1,012
保険料	635	662	628	▲ 7	▲ 34
委託料	40,362	35,762	35,002	▲ 5,360	▲ 760
研修採用費	395	382	583	188	201
調査研究費	294	202	145	▲ 149	▲ 57
会議費	31	0	105	74	105
諸会費	8,030	8,065	8,830	800	765
渉外費	0	0	0	0	0
租税公課	2,609	2,504	2,072	▲ 537	▲ 432
通信交通費	5,205	4,932	5,574	369	642
雑費	2,764	1,928	3,000	236	1,072
事業連合委託費	53,671	50,403	57,705	4,034	7,302
物件費合計	241,318	226,076	250,737	9,419	24,661
事業経費合計	757,213	768,878	807,809	50,596	38,931
事業剰余金	▲ 128,302	▲ 9,083	▲ 121,091	7,211	▲ 112,008
受取利息	187	0	178	▲ 9	178
受取配当金	10	0	10	0	10
雑収入	72,168	25,050	21,660	▲ 50,508	▲ 3,390
事業外収益	72,365	25,050	21,848	▲ 50,517	▲ 3,202
支払利息	650	0	801	151	801
雑損失	3,838	2,451	1,281	▲ 2,557	▲ 1,170
事業外費用	4,488	2,451	2,082	▲ 2,406	▲ 369
経常剰余金	▲ 60,425	13,516	▲ 101,325	▲ 40,900	▲ 114,841
特別利益計	134,748	8,000	6,000	▲ 128,748	▲ 2,000
特別損失計	19,001	19,000	19,001	0	1
税引前当期剰余金	55,322	2,516	▲ 114,326	▲ 169,648	▲ 116,842
法人税等	1,193	1,193	1,193	0	0
過年度法人税等	0	0	0	0	0
当期剰余金	54,130	1,323	▲ 115,518	▲ 169,648	▲ 116,841
当期首繰越剰余金	▲ 445,447	▲ 391,317	▲ 391,317	54,130	0
当期末処分剰余金	▲ 391,317	▲ 389,994	▲ 506,835	▲ 115,518	▲ 116,841

【監査報告】



2024年4月20日
九州大学生協同組合
理事長 矢原 徹一 殿

監査報告書

監事 赤司 友徳
監事 藤原 学
監事 森 誠司
監事 長友 耀平
監事 今岡 拓海



九州大学生協同組合定款35条及び監事監査規則に基づき2023年度の業務の執行並びに決算書及び諸証憑書類の監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日 第1回監事会 2024年 3月29日
第2回監事会 (決算監査) 2024年 4月17日
第3回監事会 (監査所見作成) 2024年 4月20日
2. 監査場所 九州大学生協同組合 伊都キャンパス
第1回はZoomによるオンライン会議で行った。
第2回は対面による開催 (ビッグオレンジレストラン)
第3回は書類の回覧で意見交換を行った。
3. 監査対象期間 2023年3月1日より2024年2月29日
4. 監査方法 業務の施行状況について報告を求め、決算書類 (貸借対照表、損益計算書及び付属明細表) 及び諸証憑類の照合点検等を実施した。なお、決算書類の監査にあたっては、大企業等の公認会計士監査に準じる鬼塚公認会計士の調査方法及び結果の報告を受け、参考とした。監事会としては、指摘により改善を求める事項を確認した上で、妥当性を確認した。
5. 監査の結果
 - (1) 業務の執行状況について
当生協の理事は、法令、定款、規約並びに総代会で決定された事業計画に従い、その職務を遂行しているものと認める。
 - (2) 決算書類について
貸借対照表・損益計算書・損失金処理 (案) はいずれも適正に表示され、法令及び定款に適合しているものと認める。

6. 監査所見

- (1) 2023年度は、2023年5月より新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更され、4月から原則対面講義が行われ、生協の利用も大きく回復することが期待された。年間の利用人数は286万人(回)と、前年からは21万人(回)増加したが、コロナ禍前の2019年度と比較すると82万人(回)減少している。コロナ禍後の行動様式の変化が学生の日常生活にも見られ、数十年ぶりの物価上昇を踏まえると以前のような利用が回復しないことも想定した運営が求められる。総供給高は、26億6,372万円で、前年を3,205万円上回った。そのうちセブンイレブン店(2021年10月オープン)が2,395万円増加で多くを占める。光熱費単価の高止まりの煽りを受けたことで公費が前年比で▲1億8,505万円と2年続けて大幅減、2019年度比供給高は3億2,203万円も下回っている。損益面では、雇用調整助成金等の終了、臨時的な収入であった大学生協共済連の解散に伴う財産分与はなく、税引き後の剰余高は1億1,433万のマイナスとなった。当期の決算が本来の経営成績を実態に近い形で表しており、今後の大幅かつ継続的な経営改善を求めたい。
- (2) 毎年実施している学生生活実態調査や入学時必要経費調査、ひとことカードや電子掲示板への声に基づき、不断に事業の見直しを行っていることに加え、JA糸島婦人部の協力による九大生応援市(旧:フードパントリー)を年2回取り組み、様々な形で学生生活を支援している。利用者懇談会開催による組合員との対話やSNSを用いた情報発信が複数の店舗食堂で始められたことは、身近な生協づくりの点で大切であり、生協役職員の活動を評価する。引き続き、組合員の声を大切にしながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供やサービス提供に期待したい。
- (3) 九州大学発の技術による全学共通ICカード(学生証・教職員証)に生協組合員情報を付与する機能は、レジ通過スピードのアップ、ポイント制度やミールプリペイドのプレミアなど、組合員の利便性や経済的な還元を実現させている。10年以上経った今でも伊都キャンパス・大橋キャンパス内では、生協以外の複数の食堂施設での利用が可能で生協運営のセブンイレブンでも利用可能となっている。今後、システムの更新が想定されるが、さらなる組合員への新サービス提供に発展させていただきたい。
- (4) 会計及びシステムの活用を含めた事業の運用面では、2023年1月に大学生協全体のシステム改修により、習熟不足に起因する管理面の課題が出てきている。安定した経営基盤の確立のために、公認会計士の所見も踏まえた日常的な内部統制や管理の徹底を望む。
- (5) 事業の基盤である食堂や販売系店舗は急速に整備されたが、コロナ禍後の状況を見据えると、事業環境と保有施設等のミスマッチも念頭においた活動を展開するとともに、九大生協本体の基礎固めをしっかりと行っていただきたい。また、執行部等大学事務局との密接な関係を取りつつ、今後の活動を進めていただきたい。
- (6) これまでの大型投資や大学への寄付は、今後の事業の基盤づくりと評価できるが、一方で累積の損失額は5億円を超え拡大している。その点では昨秋竣工予定の食堂寄附を無期延期とし、大型投資を控えた判断は適切と考えられる。
大学生協としてのサービスの継続と将来の不測の事態に備えるためにも、累積赤字の解消は急務である。昨年5月に専務理事が16年ぶりに交代し役職員体制の整備が図られ、集団協議による業務運営が行われている。世界情勢の影響で物価高が続く経済情勢の下で学生と教職員の生活を支える大学生協の役割はますます重要となっており、組合員の要望を踏まえながら、経営改善につながる適切なサービスを提供することを期待したい。

第2号議案

2024年度事業計画及び予算決定の件

【1】2024年度事業計画

1. 2024年の事業環境

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に「5類感染症」に変更され、九大キャンパス内においてもマスク着用任意化、食堂テーブル衝立の撤去等、日常がもどりとつあります。ただし、キャンパス滞校率は2019年水準には戻らず、営業時間の拡大等によるコスト増と国の助成金終了により、前2年より経営が大変厳しくなりました。食材費や物価が上昇し続けており、2024年度に入っても上昇傾向が続いています。生協事業も、利用人数は前年より21万人(回)増加しましたが、2019年対比では23%減。この2年間供給を支えてきた公費が大幅減で、光熱費単価はピーク時より下がってはいるものの高止まりが続いています。

大学生協事業はキャンパスに学生教職員が滞留し利用する事業であり、そこに重点的な投資を行ってきました。特に2015年度から2019年度は、建物の寄付を含め、大型の投資を継続し、2020年の中央図書館店、2021年のセブンイレブン店と投資が続きました。その結果、生協の利用回数は、コロナの影響を除くと、全体として増加を継続していました。2024年度4月の立ち上がりは、前年より微減の利用に留まり、利用が回復しないことも想定しながら、利用に合わせた投下労働を構築し、影響を最小限にしていけることが求められます。

2. 2024年度の事業課題と対応方針

2024年度は、コロナ禍を経て、変化(減少)したキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等により、従来の事業構造が成立しがたくなっています。2023年度は1億円を超える単年度赤字であり、累積欠損金は5億円を超えています。早急に単年度黒字経営を実現することが大きな事業課題です。

2009年以降の大型投資の償却費用は順次終了の見通しであり、安定した財務を築くために、今後の大型投資は計画しません。加えて、箱崎に所有している土地売却の具体化を進め、不測の事態にも対応可能な財務状況を築きます。

2024年度は2025年度に単年度黒字経営を実現するための準備を行う事業年度として位置付け、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げていきます。

① 学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。

- 1) 総代を対象に利用者懇談会を行い、組合員の声に基づく品揃えと生協からの情報提供を強めます。
- 2) ミールプリペイド及びプリペイドの利用促進を行い、ポイント等による組合員還元とレジ混雑緩和を進めます。

- 3) SNS や DM 等を用い、学生生活を踏まえた情報提供を強め、組合員の利用を広げます。
- 4) 学生生活支援の一環として、組合員対象割引企画は「金曜日は COOP の日」として通常毎金曜日 16:00～食品10%割引を行います。また、書籍の特別割引企画の充実、まとめ買い企画の提案などを行います。
- 5) 先輩から後輩に学生生活の情報を伝え、新入生対応の強化を行います。
- 6) 学生生活支援の点から、2024 年度食事価格の改定は予定していません。ただし、食材の値上がりは継続しており、メニュー編成等の内部努力で対応しきれない場合には、組合員の理解を得ながら改定を検討します。

② 通常期と閑散期の営業計画を不断に見直し、大学と組合員の理解を得ながら、持続可能かつ適切な営業時間を模索します。また、生活支援施設の運営事業者公募への対応も持続可能性を考慮した対応を進めます。

③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余金で除した比率)の実現を目指します。2024 年度は試行期間と位置づけ、2025 年度に生協全体で66%の実現を目指します。

2023年度実績 合計81.1% 購買店62.2% 食堂73.3% セブン51.9%

2024年度予算 合計76.2% 購買店59.8% 食堂69.4% セブン51.5%

2025年度目標 合計66.0% 購買店46.0% 食堂60.0% セブン45.0%

2024 年度は、下記の2つのポイントにおいて様々な取り組みを試行します。2025 年度は成果があった取り組みを一層強めながら、事業総剰余金が増加する取り組みを増やす構想です。

1) 組合員ニーズを踏まえながら、事業総剰余金が増加する方法を見出します。

- 新たなサービスの提供
- 食品類の廃棄数や割引数の見直し
- メニュー編成の工夫と高価格メニューの検討

2) 正規職員、定時職員ともに残業を減らす運営方法を見出します。

- 従来作業の効率化や見直し
- 利用の少ない既存サービスの見直し
- 閑散期の営業時間や体制の見直し

④ 2023 年 1 月に、大規模な会計システムの改修を行っています。現行の公費システム、レジシステムは老朽化しつつあり、円滑なシステム更新計画の検討を開始します。

【2】2024年度予算案

1. 総供給高(書籍の値引きを加えた売上、税抜き)は、主に情報機器類、食堂や食品 3 分類(食品菓子・パン米飯・飲料デザート)、教習所、書籍、学内講座の利用伸長により 26 億 4,211 万円と実質 1 億 4,118 万円増加(セブンイレブン店を除く)する計画とする。予算上は、セブンイレブン店の供給予算は 0 円とし、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余と営業費を事業収入として計上する。営業費分は費用に計上する。2024 年度決算を提案する次年度の総代会議案や税務申告は供給高を加え、生協会計と合体するようにする。
2. 供給値引きは「書籍分類の伸長計画」「クアシスのナビさん供給分」の合算。ミールプリペイドのプレミア分は供給高を減算する処理をしている。
3. 供給剰余高は、情報機器類、食堂や食品 3 分類、学内講座の利用伸長で 5,203 万円の増加を計画する。共済収入は前年並み、事業収入は、122 万円の減少(セブンイレブン店の決算上の剰余増加、大学からの業務委託料減少など)を計画する。以上の3つの事業の基本収入は合計(事業総剰余高)では、5,111 万円の増加を計画した。
4. 人件費は、前年対比 1,375 万円増加で計画しました。役員報酬は常勤役員 2 名の年間報酬及び昨年 5 月に退任した常勤役員(16 年在任)の退職金を予算に含んでおり、上限額になります。正規職員は、2023 年度は 60 代職員 3 名の後継育成のため 4 名採用しているが、24 年度は定年等による人員減と残業のコントロールにより 229 万円の減少を計画しました。定時職員給与は、2023 年度に比べ、残業のコントロールと最低賃金改定の影響を考慮した時給改定を見込み、412 万円の増加を計画する。退職給付会計は、2024 年発生の要支給額を計上する。2020 年度取崩しに対応する積立は、特別損失で予算計上する。法定福利費や厚生費は人員構成の変動によるものです。
5. 物件費は、過去の大型投資の償却が終了し減価償却費が 923 万円減少の計画。新規店舗等の計画はせず、全般的に節約を進めることで、合計 1,340 万円の減少を計画する。
6. 事業剰余高は、7,033 万円の赤字を計画する。その他の事業外収支を加えた経常剰余高で 6,055 万円の赤字を計画する。特別利益は、出資金の整理益を 600 万円計上する。特別損失では、大学寄付分(亭亭舎・皎皎舎建物)等の前払い費用の償却及び退職給付会計の不足分のうち 500 万円を計上する。税引き後の最終剰余は 7,474 万円の赤字を計画する。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

【1】2024年度損益予算

単位：千円

	勘定科目	2022年度実績	2023年度実績	2024年度予算	前年比(千円)	伸長率	備考
1	供給高	2,631,674	2,663,720	2,642,495	▲ 21,225	99.2%	予算にはセブンイレブン店の売上げ含まず
2	供給値引	30,210	28,209	43,140	14,931	152.9%	書籍の値引き、ナビさん利用分
3	純供給高	2,601,464	2,635,511	2,599,355	▲ 36,156	98.6%	値引き後の供給高
4	供給剰余金	510,679	563,031	615,060	52,029	109.2%	原価を除いた利益
5	共済受託手数料収入	16,336	19,157	19,450	293	101.5%	加入者数増加を計画
6	その他手数料収入	101,896	104,531	103,315	▲ 1,216	98.8%	不動産関係・セブンイレブン店の利益
7	その他事業収入計	118,232	123,688	122,765	▲ 923	99.3%	5+6
8	事業総剰余金	628,911	686,719	737,825	51,106	107.4%	4+7
9	役員報酬	11,702	14,036	25,400	11,364	181.0%	上限額を予算とする。役員退職金含む。
10	職員給与	119,908	134,405	132,118	▲ 2,287	98.3%	年間人員減、残業コントロール
11	定時職員給与	330,680	349,767	353,889	4,122	101.2%	残業コントロール、時給改定
12	退職給付費用	6,381	6,680	6,900	220	103.3%	退職給付計画に基き計画、不足分は特別損失
13	法定福利費	39,279	44,262	44,172	▲ 90	99.8%	健康保険料・厚生年金等の事業主負担
14	厚生費	7,945	7,922	8,340	418	105.3%	正規職員の交通費・健康診断等
15	人件費合計	515,895	557,072	570,819	13,747	102.5%	
16	教育文化費	1,074	1,387	1,231	▲ 156	88.8%	学生組織の組合員向け宣伝物・企画費用
17	広報費	8,674	8,637	8,457	▲ 180	97.9%	業務用宣伝物の費用・ポイント還元
18	消耗品費	19,866	21,542	20,685	▲ 857	96.0%	少額の備品等
19	物流費	0	3,161	2,750	▲ 411	87.0%	配送費など
20	車両運搬費	4,617	1,988	3,021	1,033	152.0%	配送費など
21	貸倒引当金繰入	▲ 500	▲ 200	0	200	0.0%	洗い替え
22	施設維持管理費	7,290	8,548	7,238	▲ 1,310	84.7%	食堂厨房機器の修理など
23	減価償却費	35,345	40,522	31,292	▲ 9,230	77.2%	投資のうち、固定資産の償却
24	賃借料	3,954	3,884	3,854	▲ 30	99.2%	旅行端末及び学研都市駅店、学内2店舗の賃料
25	水道光熱費	47,003	47,623	49,486	1,863	103.9%	食堂利用増加を見込み
26	保険料	635	628	628	0	100.0%	在庫等の火災保険、盗難保険、自動車保険
27	委託料	40,362	35,002	32,210	▲ 2,792	92.0%	主にシステム費用
28	研修採用費	395	583	519	▲ 64	89.1%	主に定時職員の募集費用
29	調査研究費	294	145	140	▲ 5	96.4%	調査及び資格関係の取得費用
30	会議費	31	105	105	▲ 0	99.8%	
31	諸会費	8,030	8,830	8,699	▲ 131	98.5%	大学生協連等の会費
32	渉外費	0	0	0	0	0.0%	
33	租税公課	2,609	2,072	2,111	39	101.9%	固定資産税・固定資産償却税・印紙税
34	通信交通費	5,205	5,574	4,849	▲ 725	87.0%	電話代・切手代
35	雑費	2,764	3,000	2,354	▲ 646	78.5%	クレジット精算費用・振込手数料
36	事業連合委託費	53,671	57,705	57,705	▲ 0	100.0%	供給高や供給剰余金によって変動する
37	物件費合計	241,318	250,737	237,334	▲ 13,403	94.7%	
38	事業経費合計	757,214	807,809	808,153	344	100.0%	15+37
39	事業剰余金	▲ 128,302	▲ 121,090	▲ 70,328	50,762	58.1%	事業による利益(8-38)
40	事業外収益	72,365	21,848	14,503	▲ 7,345	66.4%	事業以外の収入、大学生協連の支援金が終了
41	事業外費用	4,488	2,082	4,720	2,638	226.7%	事業以外の支出、大学への寄附等
42	経常剰余金	▲ 60,425	▲ 101,325	▲ 60,545	40,780	59.8%	39+40-41
43	特別利益	134,748	6,000	6,000	0	100.0%	組合員出資金整理益
44	特別損失	19,001	19,001	19,001	0	100.0%	大学への寄附建物及び退職給付会計不足分の償却
45	税引前当期剰余金	55,322	▲ 114,326	▲ 73,546	40,780	64.3%	42+43-44
46	法人税等	1,193	1,193	1,193	0	100.0%	
47	当期剰余金	54,130	▲ 115,519	▲ 74,739	40,780	64.7%	

※役員報酬は、総額の上限の範囲内で、役員報酬規則に基づき支給します。

※役員報酬予算には、23年5月退任役員(在任16年)の退職金を含んでいます。

※セブンイレブン店は、売上を予算計上せず、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余高相当に、営業経費を加えたものを事業収入として計上しています。

※セブンイレブン本部の作成する決算書の営業費は、費用として計上します。

※2023年度の決算には、セブンイレブン店の売上1億6,279万円を供給高に加えています。

※2024年度供給高予算は、実質的に1億4,118万円増加する予算としています。

【2】2024年度 主な分類別の供給予算

商品分類	2022年度実績	2023年度実績	2024年度予算	前年差
文具	8245万円	7226万円	7366万円	141万円
情報機器	7億9233万円	6億7406万円	7億8468万円	1億1062万円
パソコンソフト	1億0485万円	8102万円	8077万円	▲25万円
衣料・スポーツ	1539万円	1879万円	1861万円	▲18万円
家具・家電	1371万円	689万円	868万円	178万円
食品・菓子	6389万円	7458万円	7613万円	155万円
パン・米飯	1億3759万円	1億6037万円	1億6616万円	579万円
飲料・デザート	1億1525万円	1億2585万円	1億3120万円	535万円
官製品	1233万円	1226万円	1285万円	59万円
物販その他	8569万円	8642万円	3736万円	▲4906万円
その他購買諸品	2588万円	2801万円	3516万円	715万円
購買部門	14億4935万円	13億4050万円	14億2525万円	8475万円
自動車学校	1億1623万円	1億3754万円	1億4594万円	840万円
海外旅行	1138万円	2785万円	2049万円	▲736万円
国内旅行	5573万円	5399万円	5127万円	▲272万円
その他旅行サービス	3839万円	3665万円	3729万円	64万円
サービス部門	2億2172万円	2億5603万円	2億5499万円	▲104万円
書籍	2億9982万円	2億7481万円	3億0090万円	2609万円
スタディガイド	1349万円	1207万円	998万円	▲209万円
学内講座	4330万円	3974万円	4785万円	810万円
その他	1118万円	1377万円	1297万円	▲80万円
書籍部門	3億6778万円	3億4040万円	3億7170万円	3130万円
食堂部門	4億5304万円	5億6439万円	5億9056万円	2617万円
セブンイレブン店	1億3884万円	1億6279万円	0万円	▲1億6279万円
全体合計	26億3167万円	26億6372万円	26億4211万円	▲2161万円

第3号議案 役員選挙の件

定数	理事	23名(定款は21名以上25名以内)
	監事	5名(定款は3名以上5名以内)

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

第4号議案 役員報酬決定の件

1. 提案の内容

役員の間年報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則及び役員退職金規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の間報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを提案します。

(1) 理事(23名)の間報酬 総額 2,498万円

このなかには常勤役員である専務理事・常務理事の間2名の間年報酬を含んでいます。また、2023年5月に退任した前専務理事(2007年5月から2023年5月まで専務理事)の間役員就任期間に対応する退職金を含みます。

(2) 監事(5名)の間報酬 総額 42万円

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

2023 年度 九大生協そしき部 活動報告

文責：九大生協そしき部 2023 年度部長
工学部材料工学科 3 年 中川湧太

1. そしき部とは

そしき部は、九州大学生協同組合所属の学生団体で、正式名称は「九大生協そしき部」といいます。九大生協の組合員がより良い生活を送れるように学生目線から日々様々な活動を行っています。

2. 2023 年度活動方針

- 組合員の生活をより良くするために精力的に活動を行う。
- 部内交流を活発にし、企画間での連携を密にする。
- そしき部外との交流を拡大し、活動の幅を広げる。

九州規模・全国規模で開催される他大学生協のそしき部(学生委員会)との連帯活動(セミナー等)に多くの部員が積極的に参加し、その経験や知識を活動に活かしています。また、今年度は学内外の他団体だけでなく、地域生協と協力した活動も始まり、この連携を活かして活動の幅をさらに広げることができました。部内においても、現状に対して頻繁に議論を行い、積極的に意見交換を行いました。組合員の声の収集・分析をより強化し、実際に活動に活かされることが望まれます。

3. 2023年度の主な活動内容

8 月 オープンキャンパス企画【対象:高校生】

今年度の本学オープンキャンパスは、コロナ禍以来の対面での開催となりました。

- ① 特設 HP を作成し情報発信を行いました。
- ② リーフレットを作成し、2 日間のオープンキャンパスで計 5000 部を配布しました。
- ③ リーフレット裏面の地図を活用したキーワードラリーを行い、景品としてキューボーのクリアファイルを配布しました。
- ④ バイト事情や九大の魅力、部員が受験生の時の勉強法などをポスターにまとめ、展示しました。
- ⑤ 大学説明会・相談会を行い、学部のオープンキャンパスでは提供できないニーズに応えることができました。
- ⑥ 参加者に受験への士気を高めてもらうため絵馬を書けるスペースを設置しました。
- ⑦ 生協食堂の誘導を行い、混雑解消に努めました。

コロナ禍を通して失われてしまったノウハウを取り戻すべく、部一丸となって取り組むことができた企画でした。直近数年はほぼオンラインのみの活動であったため、どうしても活動に参加してもらえる参加者の数が少ない傾向にありました。対面開催に戻り、より多くの学生にそしき部の活動を届けられた 2023 年度のオープンキャンパス企画であったと考えています。

9月 秋の共同購入 2023・健康フェスタ【対象:学部1年生】

学部1年生が後期の基幹教育で使用する教科書・教材を購入してもらう企画です。今年度は白衣の共同購入も実施し、組合員の皆様にお得に教科書・白衣を購入いただきました。

今年度は教科書を購入してもらう地下食堂すぐ横のテラスで健康フェスタ企画も実施しました。コロナ禍以前は九大祭の時に教室企画として出店していたものですが、より多くの組合員の方に参加してもらおうと共同購入の日に同時開催としました。体組成計や泥酔体験ゴーグル、肌年齢チェッカーなどを用意し、組合員の皆様に体験していただきました。

11月 S&R・九大祭出店【対象:組合員全体】

S&Rでは例年同様機器の貸し出しやプロパンの受け渡しを行いました。出店される団体の学生が手ごろな価格で利用できるよう、我々そしき部もお手伝いさせていただきました。また、そしき部ではたい焼きの屋台を出店し、ミール・プリペイドを利用可能とすることでそれらの周知も行いました。

12月 九大生応援市 2023【対象:組合員全体】

JA 系島等と協力し、地元で採れた農作物(大根、米など)やその他食料品(卵、米、うどんなど)、衣料品(マスク、生理用品など)を提供しました。例年の盛況を受け本年度は事前申し込みによる入場券を導入し、一定の効果を上げました。しかし、当日は予想を超える大盛況となり、地下食堂から続いた行列はクアスで折り返した地下食堂に届くほどでした。

2月 さきどり 2024【対象:2024年度総合型選抜入試・推薦入試・国際入試合格者】

早期合格者独自の現状を捕らえ、同じ早期合格者の同級生や先輩と交流しながら親睦を深めるサポートを行いました。オンライン・対面それぞれ1日ずつ開催しましたが、多くの合格者の皆さんに参加していただきました。合格者の数自体が少ないため参加者数自体は少なく見えるのですが、合格者に占める参加者の割合(すなわち、参加対象に対する参加者の割合)は非常に高く、必要とされている方にきちんと届けることができました。

下見企画 2024【対象:2024年度九州大学 前期試験 受験生・保護者】

前期試験の前日に、博多駅から伊都キャンパスまで案内を行う下見ツアーを行いました。また、伊都キャンパスでは受験会場の下見にくる受験生・保護者への道案内や質問対応を行いました。この企画も、コロナ禍以来6年ぶりの企画になりました。博多駅のイベントスペースの借用から参加者を引率してもらう学生(ヘルパー)の募集まで、仕事内容は多岐にわたりました。また、この企画は参加者が前期試験を翌日に控えた高校生であるため、運営上配慮すべき点多い失敗が許されない企画でありました。そのようなプレッシャーの中207名を下見ツアーで伊都キャンパスへ運び、伊都キャンパスのテントでは1099名の方の対応を大きなトラブルなく終えることができました。

3月 入学前説明会 2024【対象:2024年度新入生】

大学生活や九大生協の各種サービスについての説明を行いました。例年同様オンライン・対面両形式での開催を実現しました。今年度は入学前スタート BOOKに掲載いただいた関係で、新入生

の約25%に当たる645家庭の方々にお申込みいただきました。これは昨年度の倍以上の数字で、多くの方に我々の企画を届けることができました。個別対応が好評で、説明会後に行った参加者対象アンケートでも大変高評価をいただきました。

4月 たまごからひよこへ2024【対象:2024年度新入生】

2024年度に入学する新入生を対象に、地下食堂で交流イベントを実施しました。実施にあたっては、在校生に対して班内の進行をお願いするとともに、所属する部活動・サークル等の紹介もしていただきました。今年度は入学式が4/3と例年より早く、4/1に入居された方が参加しづらいのではないかと意見を受け、1日2部構成という新たな試みに挑戦しました。参加者の反応は良好で、参加者数自体も昨年を大きく上回る517名の方にご参加いただきました。

春の教科書グループ購入 2024【対象:2024年度新入生】

新入生が前期に受講する基幹教育科目のうち、必修科目となっている教科書や教材を購入してもらいイベントです。上級生の総代を中心に運営の補助をお願いし、クラス内役職の決定を行うとともに、クラス写真の撮影も行いました。

そしき部新歓交流会・講習会・「もぎぶか」【対象:2024年度新入生】

そしき部の新歓企画の一環で行いました。新入生と部員が交流したり、そしき部の活動の様子を知ったり、実際に部会の雰囲気を知ってもらったりしました。新歓用にTwitterアカウントおよび公式LINEアカウントの運用を行い、頻繁に情報発信を行いました。

5月 おいでよそうだいの森 2024【対象:2024年度学部1年総代】

総代会を前に、新たに総代に立候補していただいた新入生総代の皆さんに、生協の仕組みや総代の役割、総代会で扱う議案について説明を行いながら、いくつかのゲームを通じて学びを深めてもらいました。

その他 ○新入生応援情報誌『WEDGE』【対象:2024年度新入生】

入学前に不安を解消してもらうこと、入学後の学生生活に期待を抱いてもらうことを目的とした新入生応援情報誌を作成しました。また、WEDGE本誌に掲載できなかった内容や追加情報をまとめたサイト『webWEDGE』も作成しました。

→URL:<https://webwedgequ.studio.site/>

○店舗活動【対象:組合員】

主に皎皎舎店と連携して、年間を通じて様々な企画を行いました。福袋企画や自動車学校と連携したWアイス企画、防災グッズの販売など、店舗を利用してもらったり組合員のニーズに応える企画を行いました。

資料集

- 九州大学生協定款
- 総代選挙規約
- 総代会運営規則
- 役員選挙規約
- 監事監査規則
- 役員報酬規則

九州大学生生活協同組合定款

目次

第1章	総則 (第1条～第5条)
第2章	組合員及び出資金 (第6条～第17条)
第3章	役職員 (第18条～第42条)
第4章	総代会及び総会 (第43条～第66条)
第5章	事業の執行 (第67条～第68条)
第6章	会計 (第69条～第81条)
第7章	解散 (第82条～第83条)
第8章	雑則 (第84条～第86条)
附	則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、九州大学生生活協同組合という。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 組合員のための保険業法に基づく保険代理店業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、国立大学法人九州大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

(1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。

(2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

(3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、

その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合
は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少させる場合について準用する。

第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員)の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員)の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員)の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代)会の日において現に在任する役員)の任期が終了するときまでとする。

3 役員)の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代)会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代)会の終了のときまでとする。

4 役員)が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員)の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員)は、後任者が就任するまでの間は、なお役員)としての権利義務を有するものとする。

(役員)の兼職禁止)

第22条 監事)は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合)の理事)又は使用人

(2) この組合)の子会社等(子会社、子会社等及び関連法人等)の取締役)又は使用人

(役員)の責任)

第23条 役員)は、法令、法令に基づいてする行政庁)の処分、定款)及び規約)並びに総代)会の決議を遵守し、この組合)のため忠実にその職務)を遂行しなければならない。

2 役員)は、その任務)を怠ったときは、この組合)に対し、これによって生じた損害)を賠償する責任を負う。

3 前項)の任務)を怠ってされた行為)が理事会)の決議に基づき行われたときは、その決議)に賛成した理事)は、その行為)をしたものとみなす。

4 第2項)の責任)は、総組合)員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項)の規定にかかわらず、第2項)の責任)は、当該役員)が職務)を行うにつき善意)でかつ重大な過失)がないときは、法令)で定める額を限度として、総代)会の決議によって免除することができる。

6 前項)の場合には、理事)は、同項)の総代)会において次に掲げる事項)を開示しなければならない。

(1) 責任)の原因となった事実)及び賠償)の責任を負う額

(2) 前項)の規定により免除)することができる額の限度)及びその算定)の根拠

(3) 責任)を免除すべき理由)及び免除額

7 理事)は、第2項)による責任)の免除(理事)の責任)の免除に限る。)に関する議案)を総代)会に提出するには、各監事)の同意を得なければならない。

8 第5項)の決議)があった場合において、組合)が、当該決議)後に同項)の役員)に対し退職慰労金(当該役員)が使用人)を兼ねていた期間)の使用人)としての退職)手当を含む。)を支給)するときは、総代)会の承認)を受けなければならない。

9 役員)がその職務)を行うについて悪意)又は重大な過失)があったときは、当該役員)は、これによって第三者)に生じた損害)を賠償)する責任を負う。

10 次の各号)に掲げる者が、当該各号)に定める行為)をしたときも、前項)と同様の取扱い)とする。ただし、その者が当該行為)をすることについて注意)を怠らなかつたことを証明)したときは、こ

の限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときは、その職務を専務理事とともに代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、副理事長とともに、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承

認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資一口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したと

きは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にならなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総会の運営に関し必要な事項は、総会及び総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、日用品、食料品、衣料品、電気製品、家具、医薬品、たばこ、官製品、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域及び

地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれを行わなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の

剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続きの開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第

1項の規定による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第83条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日(昭和35年10月14日)から施行する。

2 この定款は、昭和47年5月27日改定し、同日より実施する。

3 この定款は、昭和60年12月14日改定し、同日より実施する。

4 この定款は、平成2年5月26日改定し、同日より実施する。

5 この定款は、平成6年8月24日改定し、同日より実施する。

6 この定款は、平成20年7月17日改定し、同日より実施する。

7 この定款は、平成21年6月24日に改定し、同日より実施する。

8 この定款は、平成23年6月20日改定し、同日より実施する。

9 この定款は、令和3年6月9日に改定し、同日より実施する。

10 この定款は、令和4年10月1日から実施する。

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。

2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。

5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。

6 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。

7 総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。

但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(総代の選挙及び公示)

第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。

(1) 総代の選挙区と定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) 選挙期日・投票場所と投票方法

(総代候補者の受付)

第6条 総代に立候補しようとする組合員は、公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間内に推薦を届け出ることができる。

(候補者の公示)

第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。

(当選者)

第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

- 3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの
- (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの
- (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したもの

(立会人)

第12条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公示)

第13条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。

(就任)

第14条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。

- 2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。
- 3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第10条第3項を準用する。
- 4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。

(異議申し立て)

第15条 選挙に関する異議は、当選の公示から7日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。

- 2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。
- 3 選挙管理委員会は第1項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から5日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
- 5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。

(補充)

第16条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場

合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

- 2 補充選挙については、前各条を準用する。

(細則)

第17条 選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。

総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

(総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

- 2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。
- 3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

(傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

(開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

(議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

(退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。

3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。

4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。

6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付きなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代会細則を廃止する。

役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。

(選挙区及び定数)

第2条 選挙区及び定員は理事会において決定する。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行なう。

(役員選挙管理委員の選任)

第5条 役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。

(役員選挙管理委員の定数)

第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内とし、理事会で定める。

(役員選挙管理委員の任期)

第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。

(役員選挙管理委員の構成)

第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。

- 2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。
- 3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。
- 4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。
- 5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。

(役員選挙管理委員会の任務)

第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付、締切及び公示
- (3) 投票及び開票の立ち会い
- (4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知
- (5) 違反行為のあった場合の当落の判定
- (6) 選挙録の作成
- (7) その他選挙に必要な事務

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、定款第53条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)

(立候補の届出)

第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

- 2 理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。
- 3 次の者は立候補することができない。
 - (1)第3条に規定する者
 - (2)役員選挙管理委員

(重複立候補の禁止)

第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。

(選挙運動)

第13条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第14条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は総代会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位者の得票数が同数の時(当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。)は抽選により当選者を決定する。
- 4 出席者の過半数の信任を得た者が第2条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。
- 5 登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。

(書面投票)

第15条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1)所定の用紙を用いないもの
- (2)選挙される役員の氏名のほか、他事を記載したもの
- (3)人名がなにびとか確認しがたいもの

(投票の区分)

第17条 理事と監事の投票は、区別して行なう。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員が資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。

(退任)

第19条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。

(再選挙)

第20条 役員の数に足りる当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行わなければならない。

(補充選挙)

第21条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(定めのない事項)

第22条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会において行なう。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和50年5月24日改正した九州大学生生活協同組合役員選挙規則を廃止する。

3 この規約は、改正し令和3年5月29日から実施する。

監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準及び監事会の運営について定める。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、この組合の事業の発展に寄与するとともに、組合員の付託と要請に応じていかななければならない。

- 2 監事は、常にこの組合をめぐる状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び職員との意志疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。
- 3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。
- 4 監事はその職務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第3条 監事の職務及び権限は次の通りとする。

- (1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項、その他の事項
- (2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項
- (3) 生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項
- (4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項
- (5) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は総代若しくは組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項
- (6) 定款第38条に定める事項
- (7) その他法令及び定款に定める事項

(監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事会は各監事の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は監事をもって構成し、監事の過半数（複数の監事）の出席で成立する。
- 3 監事会は、定期に開催する。但し、必要ある時は随時開催することができる。
- 4 監事会の招集は、あらかじめ選出された特定監事が行う。但し、他の監事が招集することを妨げない。
- 5 監事会の協議事項は、次の各号の通りとする。
 - (1) 監査の方針及び実施計画
 - (2) 監査の実施結果についての意見交換
 - (3) 監査報告書の作成
 - (4) 総（代）会に報告すべき事項
 - (5) 監事の選任議案に関する事項
 - (6) 監事の報酬に関する事項

- (7) 役員責任を迫及する訴えに関する事項
- (8) 理事の不正行為等に関する事項
- (9) 理事の損害賠償責任免除に関する事項
- (10) その他監査に関する重要事項

6 監事会の決議事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 特定監事の互選
- (2) 監事による総（代）会又は理事会の招集に関する事項
- (3) 組合の代表権に関する事項
- (4) 監査についての規定の設定、改廃に関する事項
- (5) 監査費用に関する事項
- (6) その他監事とその職務を遂行する上で必要と認めた重要事項

7 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。但し、前項第1号ないし第3号については、監事全員の合議を経るものとする。

8 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。

9 監事会は、協議の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、これを保管する。

10 監事会の招集に関する事務、資料の整理保管その他運営に関する事務は、この組合の職員にあたらせることができる。

(議事録)

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 監事会に出席した理事又は関係者の氏名
- (5) 監事会の議長の氏名

(重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。

3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

(監査の手続)

第7条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に予告するものとする。ただし、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

(監査報告書)

第8条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。監査意見が一致しない場合は個別に監査報告を作成する。

2 監査報告書は、各監事が署名又は記名押印のうえ、この組合の理事長に提出するものとする。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、監事会が行い、総（代）会の承認を得るものとする。

附則

1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 令和5年5月27日に一部改正した。

役員報酬規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九州大学生協同組合(以下生協という)の役員の報酬、定年、退職慰労金等に関する事項を定めたものである。

(役員定義)

第2条 この規則で役員とは、総代会において選出された理事、監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第3条 役員報酬は、総代会で決定した役員報酬予算総額の限度内において、各役員の役職と責任に応じて定める。

2. 役員報酬は社会的水準、他大学生協、職員給与との均衡を考慮して定める。
3. 非常勤役員の報酬は別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 各役員の報酬額はこの規則にもとづき、毎年、役員報酬に関する委員会(以下役員報酬委員会という)で審議の上、理事会で決定する。

2. 役員報酬委員会は、理事長が構成理事より任命する。

(役員報酬の構成)

第5条 役員の報酬は原則として役員報酬のみとする。

(支給方法)

第6条 役員報酬は年額で決定し、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2. 支給対象期間は、毎年6月より翌年5月までの任期中の期間とする。

(通勤手当及び行動手当)

第7条 役員の通勤、行動にかかる費用については生協より支給する。

(長欠役員の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合、役員報酬は原則としてその任期が満了するまで減額しない。但し、任期途中において退任した場合はこの限りでない。

(役員報酬の減額)

第9条 役員報酬は理事会において、業績その他の事由に応じて減額することができる。

第3章 役員の定年

(役員の定年)

第10条 常勤役員の定年は60才から65才とし、個別常勤役員について理事会で定める。

2. 常勤役員の任期は、定例総代会から定例総代会とする。
但し、理事会の議決で変更することができる。

第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は、常勤役員が退任する場合に、その在任期間の功労に報いるために総代会の承認を得て支給する。

(支給条件)

第12条 前条の退職慰労金は、役員に次の各号に該当する事由が発生した場合に支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に辞任したとき
- (3) 任期中に志望により退任したとき
- (4) 常勤理事が非常勤理事になったとき

(決定方法)

第13条 退職慰労金の支給額は、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。
算定基準は次の通りとする。

- (1) 退任時の役員報酬の12分の1×任期×支給係数。
- (2) 「任期」は年とする。端数は月割り処理とし、1ヶ月未満は切り上げとする。
- (3) 「支給係数」は以下のとおりとする。
専務・常務・理事 0.7

(退職慰労金の減額)

第14条 生協の名誉を毀損し、あるいは生協に著しい損害を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の議決により減額し、または支給しないことができる。

(退職功労金)

第15条 在任中とくに功労が認められる役員、または在任中に死亡、障害を受けて退任したときは、退職慰労金の他に退職功労金または弔慰金を支給することができる。

2. 退職功労金、弔慰金の額は、退職慰労金の範囲とし、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

第5章 付則

(改廃)

第16条 この規則の改廃、変更は理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(施行)

この規則は1960(昭和35)年12月1日より施行する

この規則は1972(昭和47)年6月1日より改正実施する

この規則は1983(昭和58)年12月1日より改正実施する

この規則は1991(平成3)年6月1日より改正実施する

この規則は2003年6月1日から改正実施する

この規則は2007年4月1日から改正実施する

この規則は2015年1月1日から改正実施する

<別表>

	月額
理事長	¥30,000
常任理事	¥17,000
理事	¥7,000
監事	¥7,000
顧問	必要に応じ理事会で決定

